

第五章 明治期の教育

第一節 学制前の学校

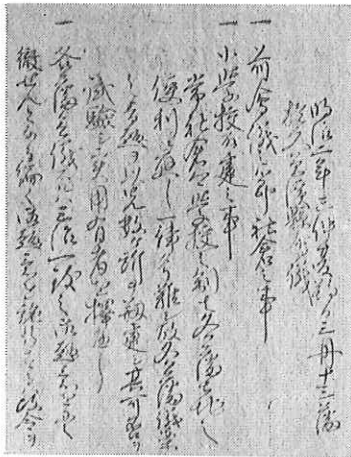
豊岡藩 藩学稽古堂は維新後も続けられて男子の教育はやや軌道に乗ったが、これからは女子の教育も女学校 また必要であるとの見地から、明治三年（一八七〇）六月八日元稽古堂跡おんなに女学校が開設され

た。旧藩主高厚の意を受けて大参事猪子清らが設立に尽力した。

生徒は旧藩士の子女で年齢七、八歳以上十五、六歳以下で、生徒数は約四〇人。教科は素読（女大学・女今川・女庭訓・女用文章・百人一首・古今集・孝経・四書・小学の類）・習字・裁縫・聴講（国書・漢書）・女礼・作文・詠歌・奏楽（未実施）などで教官は総理が旧藩主夫人・取締兼世話方伊藤善蔵・漢学師久保田精一・国学師宮本池臣、読書・習字・裁縫師には舟木三保子・猪子礼子他数名が当たり、何れも旧藩士夫人であった。この学校は四年十一月に旧豊岡県廃止とともに閉校となったため、学級編成も授業方法も整わず、授業時間も毎日三、四時間であって、成果を挙げるまでに至らなかった。当時の教官久保田精一（稽古堂学長）は、これを惜しんで次のように言っている。

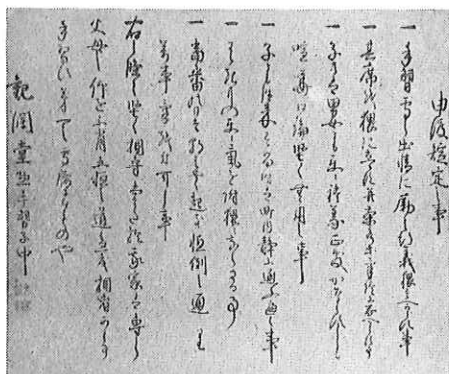
「案するに、女子教育の世教に關する甚大なるは固より言を待たず。而て当時文部の学制未だ頒たず、欧米の教法未だ之を詳かにせず。是を以て女子教育の法全日本国を挙げて寥々聞くなし。高厚深く此に憂うるあり。姑く試に此学校を設け、其夫人に命じ親ら之を総理せしめ以て婦徳を養成するあり。女子の風俗稍昔日に同じからざるものあるを覚ゆ。ここに於て愈々当初目的の果して誤らざるを信じ、將に以て漸次教法を改良し、終に完全の教育を成就せんとして而て世勢變遷、遂に廢絶す。実に婦女子不幸中の大不幸、藩政可惜中の大可惜と言ふべきのみ」。

この時代に女子教育に目を向けるなど、よほどの達見といつてよい（『日本教育史資料』『兵庫教育史』）。
 立正寺 二年八月、久美浜県で開かれた第三回三丹執政會議（但馬・丹後・丹波の十三藩の會議）のとき、試験的に小学校を開設することが議せられた。その趣旨に沿って豊岡藩では三年に小学校



写78 明治2年の三丹執政會議事
 録「小学校取建之事」とある

校設立を企て、同年五月司民局少参事岡毅の名で「小学校取建之儀」を令した。指令を受けた豊岡の小市長（旧町名主）らは、議事下院（旧町会所）に集まって種々協議、世話人に釜屋藤助・小橋屋新七の兩人を選出したが、教師と校舎の問題には困りはてて藩に頼みこむこととなった。藩では教師に藩士津山麓・高橋九十郎の二人を任命し、学舎は寺町の立正寺をあてるよう指示を与えた。この指示によって小市長らは立正寺に交渉して承諾を得、借用条件を取



写79 私塾観瀾堂（小田井町）規約
立正寺学校設立のため明治3年廃止

略（『鳥井』）
ともある。

立正寺学校の設立によって、江戸末期から続いていた町内の寺子屋は一斉に廃止された（村部の寺子屋は学制公布のころまで続いた）。この学校の生徒数は三年六月の『小学校入学願人別帳』によると男一〇五・女十二、計一一七名で、年齢は八歳から十二歳が最も多く、中には十七歳以上も数名含まれている。地区別の人数は、寺町（十一）・新町（十六）・小尾崎町（五）・宵田町（六）・中町（十五）・滋茂町（十三）・竹屋町（五）・小田井町（二五）・本町（十八）・久保町（三）であった。

りきめたが、藩も学校規則を制定して町人の子弟を学ばせることとし三年六月二十七日、藩は入学出願について布告した。
次いで新たに福井庄三郎・佐川義右衛門・綿屋勘左衛門・瀧田清兵衛の有力者四名を小学校掛に任命し、七月十八日に開校した。開業式では藩から文武局を代表して久保田精一が式辞を述べ、教師の津山が十九日から授業を行なう旨を説明し、学校掛四名・世話方二名の紹介があつて簡単に終わっている。

小学校今日より御開業に付、六ツ半時、倅^{せがれ}千代之助召連れ宿坊立正寺へ入学願参り候。然る処、今日は久保田精一様御講釈のみにて、子供赤飯並に中高餅（藩主から）十頂戴、昼過帰り申候（下

職員は取締津山麓、国学師宮本池臣、書学師高橋九十郎・平井欽弥（京都人）、世話掛六人（前記）で、学科は読書・算術・習字・作文・修身談とし、読書の教科書には三字経・孝経・小学・四書五経・日本外史・童子経・実語教・消息往来の類、習字には諸往来・名頭・字村名・町名・国名・状の文の類で総して商家に必要なものを用いた。この学校では当初から夜学もあったようで、これは規則によったものでなく就学の機会を広げるための便を図ったものである。

学校経費は開校に先立って藩主から五〇貫が無利子で貸与され、町方からも四五貫の篤志寄付があり、これを基金として町民への賦課と藩費からの補助でまかなったが、藩財政困窮の時であったので運用は苦しかった。「小学校」とは藩学稽古堂を大学になぞらえて名づけたもので、両者の関係は深く、稽古堂の学長も時々出校して講義を行なった。また稽古堂の孔子祭には、世話方が生徒を引率して参列した。しかし、藩のこのような儒教至上主義的な教育方針が町民から敬遠されることになり、学業をやめる者や実学中心の私塾（無認可）に転じる者が増えた。藩や学校当事者は就学奨励に努め、四年の廃藩の際は切りぬけたものの（稽古堂はこの時廃校）、五年八月の学制公布に前後して廃校となった。この立正寺学校は、現在の兵庫県下では最初の公設小学校であった。

第二節 学制公布と小学校開設

学制の公布

学制公布に先立って出された太政官布達は学制の趣旨を告諭したものであるが、その要点として次の三つが挙げられる。第一は、従来の学問は国家のためとした考えを否定して「学問は身を立てるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや」と、個人的功利的教育観を示したこと。第二は、今まで「学問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至っては之を度外視」したのは誤りで、今後は「一般人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」と教育の機会均等をうたったこと。第三に「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは、其父兄の越度おちどたるべき事」として義務教育の考え方を示したことで、わが国近代教育の誕生を告げる画期的な宣言であった。

学制によれば全国を八大学区に分ち、一大学区を三二中学区、一中学区を二一〇小学区に分割して、大学区に大学を、中学区に中学校を、小学区に小学校をそれぞれ一校ずつ設けようとする計画であった。学区は地方行政区(大区・小区)とは別個の教育行政単位で、小学区はおよそ人口六〇〇〇人を基準として設定した。この学制によって、従前の学校・私塾・寺小屋などは廃止され、新しい教則にもとづく小学校の設立が推進された。豊岡県は第三大学区に属し、中学区は第二十四番中学区が但馬国八郡、第二十五番中学区が丹後国五郡、第二十六番中学区が丹波国のうち氷上・多紀・天田三郡という構成であった。

行政面では、大学区に督学局を設けて督学をおき、中学区には地方官の任命する学区取締が一〇名余おかれ、

小学区を分担して統轄指導するものとされたが、その内容は就学督励・学校の設立保護・学費の調達など学事に関する一切の事務を担当した。小学区については格別の規定はなく、各県まちまちであったが、豊岡県では当初、学校ごとに事務掛（明治九年から保護人と改称）を置いた。

学制の実施に当たって文部省はまず小学校の設立に力を注いだが、小学校の学級編成は、上等小学校（四年）と下等小学校（四年）に分かれ、一年を二期に分けて、それぞれ八級一級に区分された。学齢は満六歳から十四歳までの八ヶ年と定められ、満六歳になると下等小学第八級に入学し、半年ごとに進級して第一級を卒業すると下等小学全科卒業である。さらに勉学を続けようとする者は上等小学第八級に入学し、前同様に進級して第一級を卒業すると、小学校全課程卒業となる。しかし、進級や卒業にはきびしい試験に合格することが必要であった。

豊岡県 「不学の人なからしめん事を期す」との大抱負を以て公布された学制ではあったが、維新草創の際で国家財政は窮乏し、地方住民の生活も不安定であった。その上、小学校教育の義務制を標

榜しながら、修学は個人の幸福のためということから学校経費は原則として官費支弁とせず学区ごとの民費負担とした。従って机上で計画された学制の実施は容易なことではなかったが、特に経済力が低く窮民の多い豊岡県では極めて困難であった。そこで県では政府の要求と住民の困窮の間に立って悩んだ結果、暫定的に県独自の案を推進しようとして、六年一月二十八日布告して、六歳以上十五歳以下の者につき豊岡・久美浜・生野・宮津・篠山・福知山・舞鶴・出石・柏原・峰山・村岡に一ヶ所ずつ小学校を建てて入学させることとした。

これと前後して、建設経費に関して参事・権参事からの合計五〇円の寄付を手始めに、官員及び民間有志の

表55 明治7年1月調・豊岡県管内小学校校数

但馬国			丹後国			丹波国(一部)		
大区	小区数	学校数	大区	小区数	学校数	大区	小区数	学校数
1区	5	15	9区	3	1	16区	6	4
2区	6	1	10区	6	4	17区	6	1
3区	4	1	11区	4	12	18区	8	—
4区	8	12	12区	3	9	19区	9	1
5区	6	1	13区	7	8	20区	5	5
6区	4	3	14区	6	11	21区	7	7
7区	4	—	15区	7	5			
8区	3	4				計	117区	105校

『豊岡県一覽表』による

篤志寄付を募った。次いで二月には、まず膝元の豊岡に来迎寺を仮校舎として小学校を開設し、正・副区長及び正・副戸長ら行政上の役職者に学校事務の兼務を命じて、各地の学校開設を推進することとした。ところで、学制の規定通りに多数の学校を設立することは困難で、とりあえず管内二一大区・一一七小区の戸籍区分(行政区分)により、一大区に一小学を置いて幹校とし、一小区には支校を設けて一幹校に数支校を統轄させることとして、六年四月二十七日に布告した。第一区は豊岡町を幹校とし、城崎郡全部の普学を支校とした。

幹校以外の支校は各戸長の担任として、一小区あるいは二、三村ごとに地勢を考慮して支校の設置を進めるように指示、前に募集した寄付金が八〇〇〇円に達したところで六年五月、県は文部省に対して学校開設の困難を訴え、さしあたっての設置計画を述べて委託金(補助金)の下付を申請した。

これに対し文部省は、事情を認めて六月九日に、委託金を交付している。当局の努力・督励にかかわらず学校開設はなかなか進まず、七月十二日には区長あてにきびしく督励している。その結果、七月・八月と開設が相次ぎ、七年一月調査では総数一〇五校に達した(表55)。

表56 豊岡町内就学男女表(明治8年2月調)

	学齡人口	就学者	不就学者	就学率	学令外就学
男	344人	247人	97人	71.8%	13人
女	234	108	126	46.1	0
計	578	355	223	61.4	13

明治7年の就学率豊岡県平均25.5%・全国平均32.3%

表57 豊岡町内等級別生徒数(明治7年)

	下 等 小 学					計
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
男	13人	31人	42人	102人	128人	316人
女	0	3	17	26	70	116
計	13	34	59	128	198	432
総員 男247人、女108人						

総員の数は前表と同じ。等級別人員の集計と相違する理由は不明

表58 明治7年豊岡町小学校教員表

月給	等 級	氏 名				
8円	2等助教	豊岡県第二大区出石組	土族	巖 村	貢	
7円	3等助教	同 第二大区出石組	土族	堀 部	鎮 夫	
7円	3等助教	同 第一大区一小区	僧侶	若 宮	正 音	
5円	5等助教	同 第二大区出石組	土族	白 田	律之助	
5円	5等助教	同 第一大区豊岡組	土族	津 山	湊	
5円	5等助教	篠 山 藩	土族	畑	清吉郎	
5円	5等助教	豊岡県第一大区豊岡組	土族	近 藤	伸	
5円	5等助教	同	土族	高 田	五 郎	
4円	6等助教	同	土族	和田垣	信 人	
計 総員9人 (男9人) 月給51円						

創立当初(明治6年)の教員は土岐・千葉・矢谷の名があがっている。いずれも寺子屋の師匠であった人たちである。

苦心の末に考案された幹支校制も計画通りに完成せぬまま翌七年八月に廃止されたが、六年十月に豊岡県では「小学設置の地区これ迄仮に戸籍区分に相定め置き候処、今度更に文部省正定の学制に因り、学区分画改正候条、別紙心得書に随ひ、各大区区长に於て精密取調べ、雛形の如き表を製し、本月三十一日限り、相違無く本県学校掛へ差出すべく此の段相達し候也」と区长あて通達した。「別紙心得書」というのは、小学区設定の



写80 明治時代の光行寺と寺中4ヶ寺（徳証寺提供）

方針を具体的に示したもので、その終わりに管内小学区定数のおおよその原案を示している。各大区はこの心得書にもとづいて調査検討して報告し、翌明治七年二月に小学区区分と学校設立位置の成案を得て告示した。

この計画案は七年八月から施行されることになったが、実際にはなかなかこの通りにはいかなかったようである。七年八月幹支校制廃止の時点で、県下の学校数は一七七校であった。七年末には三一四校、八年五月に三四四校となっている（『文部年報』）。

豊岡小学 校開設 幹校豊岡小学校開設については豊岡県大野権参事より二月九日第一大区区长あて通達が出て、来迎寺を

仮学校と定めた。幹校であり他に学校がない時だから、学区を越えて募集したらしい。二月十七日に開校式が行なわれた。

明治六年二月十七日（雪可成）小学校いよいよ今日来迎寺に於て御開校に相成り、町内（久保町）子供男子八人女子四人、召し連れ参り候事 今日当中出石よりも総人数凡そ二百人入学の由に候（『鳥井』）。とある。その後も入学者が相次ぎ、来迎寺では手狭になったので光行寺に移り、寺中四ヶ寺を含めて仮教場とした。光行寺学校では教場が五ヶ所に分かれたので、事務掛を五名任命して経理その他の事務に当たらせた。

当初の校区は十四町内（京口・新・小尾崎・豊田・本・南本・宵田・中・滋茂・竹屋・久保・新屋敷・寺・

表59 明治7年(1月~12月)豊岡町小学校出納表

納 之 部		出 之 部	
官府扶助金	15円64銭5厘	教員給料	479円21銭5厘
生徒授業料	166円49銭1厘	諸料	144円90銭
醸出金	476円	營繕費	13円3銭3厘
諸入金	1円39銭1厘	書籍器械費	162円85銭4厘5毛
計4品	679円50銭5厘5毛	炭薪油費	27円74銭
前年繰越高	138円58銭7厘3毛	家屋借料	96円
		諸雜費	55円91銭4厘
計	818円9銭2厘4毛	計	977円69銭6厘5毛
出納差(不足金)		159円60銭4厘1毛	

授業料は定則一人1ヶ月6銭2厘5毛、上中下等の別は無い。432人分

永井)と大磯・立野の二ヶ村であったが、校区外からの希望者も受け入れている。

しかし、町内の一般庶民の就学は芳しくなく、六年六月ごろには無認可の私塾に転ずる者もあるというので、十四町の戸長が評議して町内ごとに取調べの上、戸長と事務掛一人ずつ、毎日輪番で学校に詰めて就学・出席督励に当たることにした。

本校舎の建設は、明治七年八月ごろに旧藩水野屋敷(現在の豊岡小学校敷地)を敷地と決定、建設費(土地代を含む)約三〇〇〇〇円の見積りで、翌八年春から整地工事にとりかかり、同年八月末竣工、九月一日に落成、開校式を挙行した。その模様は、

明治八年九月一日 小学校今日御開きに付生徒一同は勿論、市中用掛り一同並に上金致し候人別拾円以上の者残らず御召しにて、生徒一同へは赤飯、蒸もの一器、菓子一包づつ下され、用掛り並に上金人別者へは、其の他鯉吸物、取肴、卵卷、焼豆腐、御酒下され候由(鳥井)とある。九月二日・三日の両日は、朝六時から夕六時まで市中一般の参観を許した。当時としては目を見張るばかりの荘麗な和洋折衷三階建校舎(巻頭写真)で、建設費がかさんで三五〇〇〇円になったが、一〇〇〇

円は有志の寄付、残り二五〇〇円を町内割りで処理した。

市内小学校 の開 設

市内の幹支校制当時の小学校開設の状況については、諸種の資料を勘案して、別表にまとめた。中心資料とした田中・三宅家文書は、明治六年七月に学区取締に届け出た学校設立予定書であるから、実施時に変更されたものもあつたかも知れない（表60）。

七年二月に小学区制による再編成案が示された。従来の幹支校制が七年八月で廃止されたのに代わって、その前後に実施されたと考えられる（表61）。その基準は、

①原則として一小学区に一校をおく。

②学区分画の際、戸籍区分の小区を混じてはいけない。同一小区内の数ヶ村を組み合わせるのはかまわない。

③戸籍の小区内で、小学区を合併して一校を設けてもよい。これを聯区学校と称する。

というのであつた。これによって従前、「二小区の森・山本・金剛寺の三村」と「三小区の野上・宮島・船町の三村」が組んで「野上学校」を構成していたし、同様に「二小区の鎌田村外五ヶ村」と「三小区の庄境村外二ヶ村」が組んで「鎌田学校」を構成していたが、これらは認められないことになる。地勢的には同一小区内あつても、旧天領と旧藩領という歴史的事情で区分されているためである。また、三小区の一日市村が、五小区の滝学校校区であることも認められないことになって、この改正案では分離させられている。もっとも、これは案というより指示であるから、大体はこの通りに施行されたが、翌年に延びた所や実施に至らなかつた所もあつたようである。

この学区割は元来、文部省の指示による画一的な机上プランであつたから、実施してみるといろいろ不都合

表60 第一大区内支校一覽表(市内小学校関係)

校名	校舎・場所	教員	事務掛・心得(備考)	校 区	
〇第一大区 老番支校(旭 校) 二番支校(景 校) 三番支校(奈佐校)	四小区 九日市村(勝妙寺) 中陰村(信楽寺) 野垣村(観音庵)	堀田恒	渡辺七郎、堀江、坪内、上島 木築秀次、伊原、保田、川崎 岡本文吾、三宅、中村、岡谷	九日市上ノ町、同中ノ町、同下ノ町、妙楽寺、 口佐野 上陰、中陰、下陰、福田、栃江、高屋、戸牧、 野垣、宮井、吉井、岩井、大谷、福成寺、庄、 内町、辻、船谷、目坂	
〇第一大区 老番支校(滝 校) 二番支校(簸磯校) 三番支校(湯島校) 四番支校(瀬戸校)	五小区 滝 村(弥勒寺) 簸磯村(福泉寺) 湯島村(本住寺) 瀬戸村(頂福寺)		佐伯善兵衛、佐伯、三角、齋藤 (城崎町)詳 (不詳)	滝、伊賀谷、江野、岩熊、新堂、森津(一日市)、三小区 簸磯、上山、二見、来日(結、戸島)、二小区 湯島、今津、桃島 瀬戸、津居山、小島	
〇第一大区 老番支校(鎌田校) 二番支校(鶴井校) ?番支校(畑上校) ?番支校(氣比校)	二小区 鎌田村(文常寺) 下鶴井村(長松寺) 畑上村?(淨徳寺) 氣比村(観正寺)	生駒親	伊地智二郎右衛門、足立 (沿革誌になし)文部年報による	鎌田、庄境、梶原、日撫、南谷、馬路、祥雲 寺、法花寺、下宮 下鶴井、赤石(不詳) 畑上、三原 氣比、田結	
〇第一大区 老番支校(木内校) ?番支校(野上校)	三小区 木内村(瑞峰寺) 野上村(帯雲寺)		(沿革誌になし)文部年報三宅家文書による	木内、塩津、今森、江本、駄坂、大篠岡、中 谷、河谷、百合地 山本、森、野上、宮島、船町、金剛寺	
〇第二大区 老番支校(三宅校)	三宅村(慈等寺)			三宅、市場、奥野、森尾、立石、香住、下鉢 山、上鉢山、長谷、倉見、(安良)	
〇第三大区 ?番支校(上佐野校) ?番支校(加陽校)	一小区 上佐野村(民家) 加陽村(淨教寺)		(沿革誌になし)文部年報による	上佐野(不詳)	

学校の正式な呼称は例えば「第一大区第四小区老番支校旭小学校」という。()の校名は旭学校、加陽学校のように「学」を入れる。

表61 明治七年制定学区区分表(市内学校関係分)

〇第一大区(旧城崎郡)		〇第一大区(旧城崎郡)	
小区	構成町村	小学区	学校位置
一小区	京口町、新町 大磯村、小尾崎町、南本町、本町、豊田町 宵田町、中町、竹屋町 滋茂町、久保町 小田井町、永井町 新屋敷町、寺町	一 一番 二 一番 三 一番 四 一番 五 一番 六 一番	校舎 光行寺 滋茂町 聯区
二小区	鎌田村、下宮村、馬路村、南谷村、祥雲寺村、法花寺村 森村、山本村、金剛寺村、下鶴井村、赤石村 (結村、戸島村、染々浦村、飯谷村)(城崎町分) 畑上村、三原村、田結村 氣比村	七 一番 八 一番 九 一番 一〇 一番 一一 一番	校舎 文常寺 長松寺 (明治九年染々浦) ?淨教寺 觀正寺 氣比村
三小区	塩津村、江本村、今森村、駄坂村、木内村 大篠岡村、中谷村、河谷村、百合地村 庄境村、梶原村、日撫村、立野村、六地藏村 野上村、宮島村、船町村、一日市村	一二 一番 一三 一番 一四 一番 一五 一番	校舎 瑞峰寺 洞松寺 ?森村民家 聯区 木内村 梶原村 野上村
四小区	目坂村、船谷村、辻村、垣内村 福成寺村、大谷村、野垣村、吉井村、庄村 岩井村、宮井村、栃江村 福田村、下陰村、中陰村、上陰村 高屋村、正法寺村、戸牧村、小尾崎村、妙楽寺村 九日市下町村、九日市中町村、九日市上町村、佐野村	一六 一番 一七 一番 一八 一番 一九 一番 二〇 一番 二一 一番	校舎 (明治八年辻校独立) 觀音庵 (後述) 信楽寺 新築 民家 聯区 野垣村 宮井村 中陰村 正法寺村 九日市上町村
五小区	津居山村 瀬戸村、小島村 (湯島村) (湯島村一部、桃島村、今津村)(同右) (来日村、簸磯村、上山村)(同右) 伊賀谷村、江野村、岩熊村、新堂村、滝村、森津村	二二 一番 二三 一番 二四 一番 二五 一番 二六 一番 二七 一番	校舎 新築 (明治八年津居山校独立) 聯区 瀬戸村 聯区 瀧村 (簸磯村)

○第二大区(出石郡)		
三小区	三宅村、森尾村、立石村、香住村、下鉢山村 上鉢山村、長谷村、倉見村(安良村、田多地村)(出石町) (坪井村、宮内村、袴狭村)(出石町) 奥野村、市場村 (口小野村、奥小野村)(出石町)	三六番 三七番 三八番 三九番 四〇番
一小区	上佐野村	三宅村
二小区	伏村、八社宮村、清冷寺村、加陽村 土淵村、引野村、中郷村	倉見村 (宮内村) 奥野村 (口小野村)
	六〇番 六一番 六二番	慈等寺 宝勝寺 雲沢寺
	上佐野村 清冷寺村 引野村	民家 加陽村淨教寺 (明治八年明元寺)

・第二十四番中学区(但馬国)の小学区は、二二〇番までの通し番号を付した。
 ・校名は例えば、「第三大区第二十四中学区第七番小学(鎌田学校)」「同 第十六番第十七番聯区小学(野垣学校)」

「同 自第壹番至第六番聯区小学(豊岡学校)」

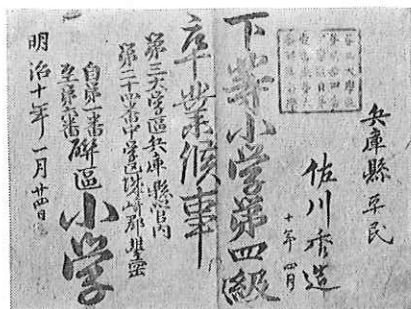
な事が生じ、翌八年には早くも手直しが行なわれている。

それ以後も毎年のように改正されているようで、まさに朝令暮改、諸記録に散見するものを拾いあげてみて、経緯は促え難い。

明治九年四月 自第七番聯区小学(小田井校)
 至第八番聯区小学

同 年七月 自第二十六番聯区小学(鎌田校)
 至第二十七番聯区小学

同 年(?) 自第二十一番聯区小学(旭校)
 至第二十番聯区小学



写81 聯区小学校修了証

第三節 草創期の教育事情

創業期の 初期の『文部省年報』(第二ノ第五)の全国小学校の一覽表中、市域内関係学校を別表にまとめ
 学校要覽 た(表62)。当時は学年や年度制が確立せず、調査時点が明確でないので、先掲の学区表と符合
 していない点もある。

学校分合 その後、改正教育令の施行される十五年ごろまでは、いわゆる草創混迷の時期で、学校の場合
 や校区など離合常なしといった状態であった。

同 年十一月 第二十九番小学(田結校)

旭校は前掲表と変わらないが、他は番号が変わっている。

明治十年十月 自第三十番 聯区小学(鎌田校)
 至第三十一番

同 年十一月 自第七番 聯区小学(小田井校)
 至第八番

同 年(?) 自第九番 聯区小学(旭校)
 至第十番

の後にもしばしば更改されているが、経過や内容は明らかでない。その
 前年とくらべて小田井校は同じであるが、他は学区番号が変わっている。そ

表62(1) 『文部省年報』小学校一覽(市域内関係) △は平均

明治7年年報(第2)									
名称	位置	設立年	教員	生徒数			授業料(月) 銭理	(現在校)	
				男	女	計			
豊岡学校	城崎郡豊岡町	明6年	9	327	118	445	6.2	豊岡小学校	
旭学校	同 九日市村	6年	1	35	13	48	4.0	八条小学校	
佐野学校	気多郡上佐野村	6年	2	13	3	16	—	同	
鎌田学校	城崎郡鎌田村	6年	1	15	0	15	△ 5.6	三江小学校	
野上学校	同 野上村	6年	1	29	1	30	△ 5.6	田鶴野小学校	
鶴井学校	同 下鶴井村	6年	1	17	0	17	△ 5.9	同	
景学校	同 中陰村	6年	1	22	3	25	—	五莊小学校	
滝学校	同 滝村	6年	1	26	4	30	6.2	同	
木内学校	同 木内村	6年	1	43	0	43	—	新田小学校	
加陽学校	気多郡加陽村	7年	1	41	2	43	—	中筋小学校	
奈佐学校	城崎郡宮井村	6年	2	22	0	22	—	奈佐小学校	
畑上学校	同 畑上村	7年	1	20	0	20	? △25.0	港東小学校	
氣比学校	同 氣比村	6年	1	53	5	58	△ 4.1	同	
瀬戸学校	同 瀬戸村	6年	1	57	7	64	△ 5.6	港西小学校	
三宅学校	出石郡三宅村	6年	1	67	16	83	2.0	三宅小学校	
倉見学校	同 倉見村	7年	1	46	7	53	—	同	
明治8年年報(第3)									
名称	位置	設立年	教員	生徒数			舎屋	公有借用	備考
				男	女	計			
豊岡学校	城崎郡豊岡町	明6年	7	260	103	363	新築	公借	明治8年5月旭校編入
旭学校	同 九日市村	6年	1	33	15	48	民家	借借	
上佐野学校	気多郡上佐野村	6年	1	27	17	44	民家	借借	
鎌田学校	城崎郡鎌田村	6年	1	15	2	17	寺院	借借	
梶原学校	同 梶原村	7年	1	45	15	60	民家	借借	
野上学校	同 森村	6年	1	43	11	54	民家	借借	
鶴井学校	同 下鶴井村	6年	1	13	0	13	寺院	借借	
日吉学校	同 豊岡町	? 6年	1	27	3	30	新築	公公	景校より分離(? 7年)
景学校	同 中陰村	6年	1	34	4	38	新築	公公	
滝学校	同 滝村	6年	1	65	12	77	寺院	借借	
木内学校	同 木内村	6年	1	75	23	98	民家	借借	
加陽学校	気多郡加陽村	7年	1	67	20	87	寺院	借借	
引野学校	気多郡引野村	8年	1	23	0	23	寺院	借借	
奈佐学校	城崎郡野垣村	6年	1	59	27	86	寺院	借借	
辻学校	同 辻村	? 6年	1	21	4	25	新築	公公	新設 場所移転 奈佐校より独立
畑上学校	同 畑上村	7年	1	20	0	20	寺院	借借	
氣比学校	同 氣比村	6年	1	67	3	70	寺院	借公	
瀬戸学校	同 瀬戸村	6年	1	38	9	47	新築	借公	
津居山学校	同 津居山村	8年	1	49	10	59	民家	公公	瀬戸校より分離
三宅学校	出石郡三宅村	6年	1	63	16	79	寺院	借借	
倉見学校	同 安良村	7年	1	28	8	36	寺院	借借	場所移転

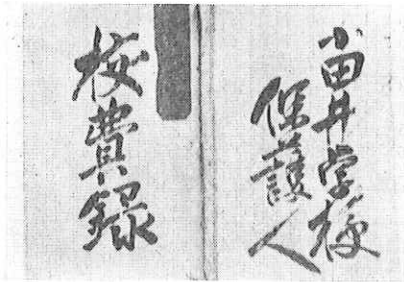
第五章 明治期の教育

表62(2)

明治9年年報(第4)										
名称	位置	設立年	教員	生徒数			舎屋	公有借用	備考	
				男	女	計				
豊岡学校	城崎郡豊岡町	明6年	8	121	90	211	新築	公借	分離新設	
小田井学校	同 豊岡町	9年	3	52	26	78	新築	公借		
旭学校	同 九日市村	6年	1	62	29	91	民家	公借	校名変更	
鎌田学校	同 鎌田村	6年	1	62	8	70	新築	公借		
田結学校	同 森村	6年	2	47	5	52	民家	借借	山王山西麓	
鶴井学校	同 下鶴井村	6年	1	28	4	32	寺院	公借		
日吉学校	同 豊岡町	?6年	1	55	16	71	新築	公借	場所移転、校名変更	
景学校	同 中陰村	6年	1	34	4	38	新築	公借		
大浜学校	同 岩熊村	6年	1	40	12	52	民家	公借	校名変更	
中谷学校	同 木内村	6年	2	53	15	68	民家	公借		
中筋学校	同 伏村	9年	2	44	10	54	民家	借借	加陽校廃校・新設	
引野学校	同 引野村	8年	1	69	8	77	寺院	借借		
奈佐学校	同 城崎郡大谷村	6年	2	48	12	60	新築	公借	場所移転	
辻学校	同 辻村	?6年	1	45	10	55	新築	公借		
畑上学校	同 畑上村	7年	1	27	0	27	寺院	借借	場所移転	
気比学校	同 気比村	6年	2	63	4	67	寺院	借借		
瀬戸学校	同 瀬戸村	6年	2	28	13	41	新築	公借	(安良校)と改称?	
津居山学校	同 津居山村	8年	1	35	12	47	民家	公借		
三宅学校	同 出石郡三宅村	6年	7	56	26	82	新築	公借	(安良校)と改称?	
倉見学校	同 安良村	7年	2	24	5	29	民家	公借		
明治10年年報(第5)										
名称	位置	設立年	教場	教員(内女)	生徒数			卒業生(内・女)	備考	
					男	女	計			
豊岡模範校	城崎郡豊岡町	明6年	14	13(1)	287	125	412	22(3)	明治10年6月より1年間	
小田井校	同 豊岡町	9年	6	6(1)	64	32	96	—	明治18年8月廃校	
旭校	同 九日市村	6年	4	4	70	23	93	—	明治33年八条校	
鎌田校	同 鎌田村	6年	5	4	78	6	84	2(0)	明治25年三江校	
田結校	同 森村	6年	5	4	49	7	56	—	}明治41年田鶴野校	
鶴井校	同 下鶴井村	6年	3	1	28	13	41	—		
日吉校	同 豊岡町	6年	4	4	41	6	47	—	明治20年景校に合併	
景校	同 中陰村	6年	4	3	53	7	60	—	}昭和45年統合五荘校	
大浜校	同 岩熊村	6年	3	2	35	17	52	—		
中谷校	同 木内村	6年	4	4	43	4	47	—	明治20年2校に分割	
中筋校	同 伏村	9年	4	3	43	9	52	—	昭和3年統合新田校	
引野校	同 引野村	8年	2	2	70	4	74	—	}明治38年統合中筋校	
奈佐校	同 城崎郡大谷村	6年	3	2	47	7	54	—		
辻校	同 辻村	?6年	3	3	52	15	67	—	}明治41年統合奈佐校	
畑上校	同 畑上村	7年	2	1	23	0	23	—		
気比校	同 気比村	6年	4	4	53	3	56	—	明治25年統合気比校	
瀬戸校	同 瀬戸村	6年	5	4	51	21	72	—	明治43年港東校	
津居山校	同 津居山村	8年	3	4	55	32	87	—	明治25年統合瀬戸校	
三宅校	同 出石郡三宅村	6年	5	6	75	15	90	—	明治43年港西校	
伊豆校	同 田多地村	8年	4	5	74	18	92	—	明治24年共和校を統合 (安良校合併か?)	



写82 中谷学校授業生辞令



写83 小田井学校校費録

○豊岡地区 豊岡小学校創立のとき、小田井町だけ校区から除かれているのは、かねて独立の意図があったからであろう。翌七年には豊岡校区に組みこまれたが、その年末には、

明治七年十二月十三日 昨日滋茂町・小田井町・竹屋町・新屋敷町右四町廻文参られ候、勤中残らず今八時に起会呉れ候様廻文に付出張候処小学校今一ヶ所小田井町に建て度き旨、先日来迎寺にて段々咄はなしにこれあり候得共、廻文には甚だ不都合の趣申入れ昼飯給り帰り申候（『鳥井』）。

とあるような動きがあつて、実現に至らなかつた。九年になつて、小田井町・六地藏村・一日市村の三地区で学校新築の議が具体化し、五月十八日新築願を県へ提出し、五月二十三日付で認可された。校舎が竣工して開校したのは同年十一月十一日となっている。建築費総額は八四四円七九銭で、学区内二七九戸で分担出費した。

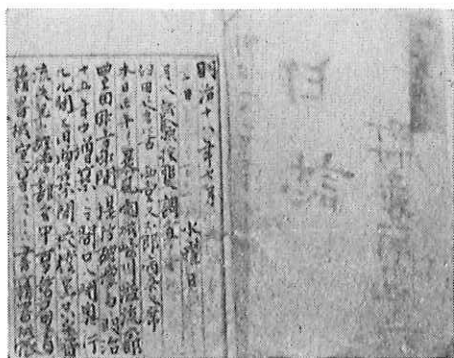
十八年七月一日の大洪水で校舎・備品全て流出し、復旧の見込みが立たないので、九月一日小田井校は豊岡校へ、六地藏・一日市両村は田結校へ合併した。

なお、豊岡校が一時期「模範校」と称したのは、十年六月二十一日に豊岡師範学校廃止にともない小学校模範学校を設立して同校付属生を入学させたものである。十一年七月三十一日県令により廃止

石・下鶴井の二ヶ村)と、帯雲寺を仮校舎とした野上学校(校区は野上・金剛寺・森・山本・宮島・船町六ヶ村)の二校が開設された(『文部省年報』)。「沿革誌」には七年七月に上地区は森村の民家を買取して田結小学校を創立したとあるので、この地区は七年の学区制案(表61)通りにはしなかったようである。一日市村は九年には小田井町・六地藏村と小田井校を創設したが、十八年の洪水による校舎流失で廃校になったので、六地藏村と田結校に編入された。

鶴井校は十一年四月に下鶴井村に校舎を新築してこれに移っている。

○五荘地区 大浜地区では六年、滝村弥勒寺と江野村徳養寺の二ヶ所を仮校舎として学校を設立し、下三ヶ



写84 洪水の損害を伝える学校日誌
(豊岡小学校。明治18年)

となった。

○三江地区 六年創立の第二小区一番支校鎌田学校校区は旧三江村区域から六地藏村を除いた九ヶ村であったが、七年小学区制定によって三小区の三ヶ村(庄境・梶原・日撫)が分離、六地藏・立野二ヶ村を加えて、梶原の洞松寺(三十年廃寺)に一校を設立して瑞永学校と称した。九年に六地藏村は新設の小田井校へ、立野村は豊岡校へ移り、残り三ヶ村は鎌田校に復帰して、瑞永校は廃止された。六地藏村は十八年九月に小田井校廃校に伴い田結校に編入されたが、二十二年町村制施行によって三江村が成立すると、鎌田校に復帰した。

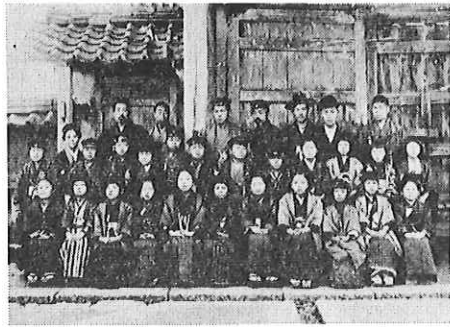
○田鶴野地区 六年、長松寺を仮校舎とした鶴井学校(校区は赤



写85 明治期の景小学校

村（滝・森津・新堂）が弥勒寺に、上三ヶ村（江野・伊賀谷・岩熊）が徳養寺に通学したとあるが（『五荘村史』）、徳養寺の方は分校のような存在で、本校は滝学校（五小区一番支校）と称したと考えられ、八年か九年に岩熊村の民家を借用して大浜学校と改称している。十七年五月に新堂村に校舎を新築して、徳養寺分を吸収した。一方、大浜組を除く五荘地区八ヶ村（上中下の三陰・栃江・福田・正法寺・戸牧・高屋）は六年に信楽寺を仮校舎として景学校（四小区二番支校）を開設した。七年には正法寺・戸牧・高屋の三ヶ村は八条地区の一部（小尾崎村）と組んで、山王山西麓に校舎を新築して日吉学校を開設した。景校は八年十月、下陰村に校舎を新築して移り、二十年四月に日吉校を廃して景校に併せ、時習校と改称した。

○奈佐地区 六年八月、野垣村観音庵を仮校舎として奈佐学校（四小区三番支校）開設、校区は栃江村を含む十二ヶ村とあるが、景校も栃江村を校区としており『田中家文書』も栃江村を景校校区に入れている（『奈佐誌』）が『文部省年報』は学校の場所を宮井村としている。同時に上四ヶ村（目坂・辻・船谷・内町）で辻村の民家を借りて分校を設けたともある（『奈佐誌』）。次いで八年三月、児童増のために宮井村光雲寺に移ったが、校舎新築に関して紛争を生じ、岩井村は日吉校に、栃江村は景校に通学することになった。同じころ上四ヶ村は分校を独立させて辻学校とし、また同年十一月には奈佐学校の新築校舎が吉井村に完成した。十四年に岩井村は奈佐校区に復帰した（『奈佐誌』）。しかし、『文部年報』では学校の位置は七



写86 卒業記念写真（旭学校。勝妙寺）

年には野垣村、八年、九年は吉井村の大谷村所有地に移っている。

○八条地区 六年七月、勝妙寺を仮校舎として第四小区一番支校旭学校が創立され、校区は九日市上町・中町・下町・妙栗寺・佐野五ヶ村であった。当時、気多郡に所属していた上佐野村は一村独自で一校を開設した。

七年九月に旭校は女代神社神官宅の一部を借用して移った。翌八年五月に上佐野村は旭校区に編入されたが十五年一月、郡違いのため分離して府中校に転じた。旭校は六月、上町に校舎を新築、二十年四月に簡易小学校となった時に新たに大磯・小尾崎・塩津・江本・今森五ヶ村を校区に加えた。

○新田地区 六年五月、瑞峰寺を仮校舎として木内学校（三小区一番支校）を開設、校区は駄坂・木内・大篠岡・中谷・河谷・百合地・塩津・江

本・今森九ヶ村（立野村は豊岡学校区）であった。八年に中谷村北端に校舎を新築して中谷学校と改称したが、駄坂・木内・塩津・江本・今森五ヶ村は清冷寺・伏・八社宮三ヶ村と組んで伏村の民家を借用して伏学校を開設した（『文部年報』には校名は中筋学校として九年設立とある。『中筋校沿革』にも九年とある）。十一年秋、八社宮村に校舎を新築して移り、校名を隆昇小学校と改称、二十年四月に清冷寺村に移転して清冷小学校と改めたが、この時に塩津・江本・今森三ヶ村は分離して旭小学校校区に編入され、駄坂・木内の二ヶ村は駄坂村に分校を設けた。

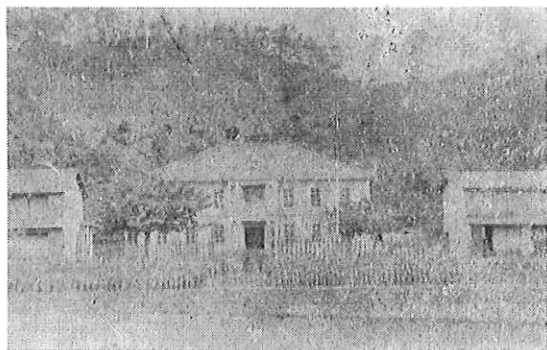
二十六年に至り今森・江本・塩津の三ヶ村は旭校を離れ今森村の民家を借用して今森小学校を設立、また駄

坂・木内両村は清冷校を離れて中谷小学校に復帰した。

○中筋地区 七年に加陽村浄教寺を仮校舎として加陽学校が開設されたが、校区は土淵・加陽・清冷寺・伏・八社宮の五ヶ村であった。この学校は約二ヶ年で廃せられ、九年には伏村に新たに中筋学校（第十二番第十三番聯区小学、俗に伏学校）が設けられ、既述のように隆昇学校（八社宮校）・清冷学校と変わっていった。一方、引野村では八年に明元寺を仮校舎として引野学校が開設されたが、当初の校区は引野・中郷二ヶ村だけで、伏学校の設立された九年前後には、土淵・加陽の二ヶ村が校区に加わったと考えられる。引野学校は十四年に校舎を新築した。しばらく二校併立が続いたが、三十八年四月に統合して中筋小学校が成立した。

○港地区 川東地区では六年九月に氣比村觀正寺を仮校舎として氣比学校を開設、翌七年には畑上村でも浄徳寺に畑上学校を開設した。その後、氣比校は民家を借用して一時これに移り、十五年校舎を新築した。畑上校は十年代前半に氣比校に合併したらしく、十五年の学区編成では、氣比校の校区は田結・氣比・畑上・三原四ヶ村となっている。また十八年の学校調書では氣比校を本校として、他の三ヶ村に支校を置いた形となっている。二十年四月には再び氣比校から分離して畑上簡易校（校区は畑上・三原二ヶ村）として独立し、二十五年四月にはまた氣比校に合併、四十三年に港東小学校と改名して今日に至っている。

川西地区では六年に瀬戸・津居山・小島三ヶ村で頂福寺を仮校舎として瀬戸学校（第五小区四番支校）を開設したが、後に校舎を新築して移った。八年には津居山村が分離して照満寺に津居山校を開設し、やがて民家を買取ってこれに移り、十二年には校舎を新築した。ところが十七年九月制定の『兵庫県小学校規則』に違背するとして廃校となり瀬戸校に合併したが、児童は瀬戸校への通学を拒み休学同然の状態が続いた。たまたま



写87 三宅小学校（明治25年）

十八年八月に布告された『再改正教育令』によって、正規の小学校の他にも簡易な「小学教場」が認められることになったので、津居山村では十九年二月「小学教場」設置を願い出た。ところが県の実施規則ができてからは「御間届相成らず」として却下された。津居山村は、それまでの間は村の有識者によって仮教場を設けたいと重ねて嘆願したが、現行規則に違背するとして再び却下された。しかし、二十年四月の『小学校令』実施によって念願の津居山簡易小学校が成立したが、二十五年三月『改正小学校令』による簡易科廃止によって瀬戸校と統合して新瀬戸尋常小学校が設置された（『文部年報』『港村誌』『津居山村文書』）。

○神美地区 六年八月に慈等寺を仮校舎として三宅学校（第二大区第三小区一番支校）が開設され、当初の校区は奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・長谷・上鉢山・倉見・（安良）十一ヶ村で穴見谷全域を含んでいた。同年十二月上・下の両地区が分離独立を図り、奥野・市場二ヶ村は雲沢寺を借りて奥野学校を、長谷・倉見・上鉢山・（安良）四ヶ村は宝勝寺を借りて倉見学校を開設したが、ともに経営困難で七年七月に三宅校に復帰した。同年十二月、三宅校は校舎を新築してこれに移った。

九年五月、倉見校は再び分離、上記四ヶ村の他に田多地・伊豆・福居・島（何れも現出石町）四ヶ村を加えて、安良村善光寺に移転して安良校と改称、長谷村は三宅校区に復帰した。十一年八月、安良校は善光寺跡に

表63 但馬内校舎種類別状況

類別	年次	明治8年		明治9年	
		校数	%	校数	%
種類別	新築	17校	16%	31校	25%
	民家	47	46	62	50
	寺院	34	33	28	23
	その他	5	5	2	2
所有別	公有	27	26	38	31
	借用	76	74	85	69

種類別の項「その他」とは旧藩校(出石)・旧県庁(村岡)の他、社寺の堂などを含む

校舎を新築して共和学校と改名したが、二十四年七月廢校、その校区中の上鉢山・倉見・(安良・田多地)四ヶ村は三宅校区に編入された。

初期の学校 学校を開設したとはいうものの、大部分は寺院などを借用して校舎にあてたもので、小規模で
と就学状況 教師も一人というのが多く、寺子屋の看板を小学校と書き換えた程度のものであった(明治8年『豊岡県学事年報』)。

元豊岡小学校校長平井慶次の『回想録』(以下『平井回想録』という)に当地域教育の後進性と女子就学の低位性を述べ(表64)、その対策については「主として貧民子女の為に学資扶助の方法を設け、又多く夕学夜学等を興すにあり」(『豊岡県学事年報』)とした。

九年二月には『豊岡県小学夜学仮規則』を制定し、学齡外男子で昼間登校できない者に対し、修業年限を二ケ年として就学の便を計ることにした。また貧民子女に対しては、授業料を免じて筆墨費を補助するなどの方法を講じた。

教育の内容

豊岡県では六年四月に幹支校制を布告すると同時に『小学校入用書目』(童蒙必読・单語篇・筆算啓蒙・洋学早学・会话篇・学問ノススメ・西洋衣食住・究理問答、他)を提示して新教育の出版に備えた。翌五月にはとりあえず『校則』を定めて管内に指示した。

次いで七年十二月に改定『豊岡県下小学校則』が出された。続いて八年

表64 初期就学率比較

年次 性別	明治 6 年		明治 7 年		明治 8 年	
	豊岡県	全国平均	豊岡県	全国平均	豊岡県	全国平均
男	35.1%	39.9%	39.6%	46.2%	47.1%	50.8%
女	9.0	15.1	10.0	17.2	13.8	18.7
計	22.8	28.1	25.5	32.3	31.2	35.4

- 一、書取 五十音並ニ単語ノ文字ヲ仮名ニテ綴ラシム
- 一、問答 単語図ヲ用イテ、諸物ノ性質及ビ用イ方等ヲ問答ス
- 一、復読
- 一、体操 体操図ニ依テ授ク

表 概 割 閑 時 業 習

五級以上ハ書取ノ時間ヲ作文ノ時間ニ換フ	二時五分三十分	二時二時五分	一時二時	十二時二時	十時五分十二時	十時十分五分	九時五分	日曜日、以テ休息	日曜日
習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字
算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術	算術
書取	書取	書取	書取	書取	書取	書取	書取	書取	書取
読物	読物	読物	読物	読物	読物	読物	読物	読物	読物
習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字
習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字

下等小学教則 終

写88 下等小学教則「習業時間割」

ヨリ第八マデヲ教へ、或ハ兼テ小学読本卷之一ノ一、二回ヲ授ク

一、算術 数字図ト算用数字図ヲ以テ、数字ノ読方ト、一ヨリ百マデノ書キ方、位取り、並ニ算盤ニテ物数ノ数ヘ方ヲ教へ、兼テ加算九々ヲ誦セシム

一、習字 石盤ニテ仮名ノ字形ヲ教へ、次ニ手本ヲ与へ、筆ノ持ち方等ヲ教フ

九月『豊岡県下等小学教則』を布達して管内各校教育の統一を計ろうとした。

その第八級（一学年前期）の内容は、

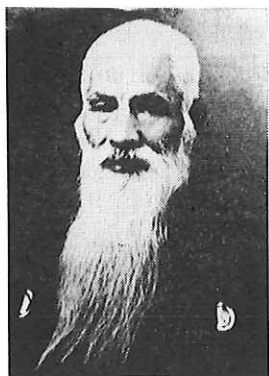
- 一、読物 五十音図ト濁音
- 図ニテ、仮名、音及ビ呼
- 法ヲ教へ、単語図第一ヨ
- リ第八マデト連語図第一

右の七科目で、五級以上は書取を作文に代えた。

教員の実態

学校を開設しても、教員の配置が問題であった。当初に教員にあてた従来の私塾や寺子屋の師匠は漢学の素養はあったが、そのままでは新教育の教員としては不向きで、豊岡県は教員急造対策として、七年四月に小学校教員伝習所を設け二ヶ月を一期として下等小学の教育内容を伝習せしめ、助教に補して各学校に配置することとした。『平井回想録』には、

「此所に入りて学ぶ者は、旧藩士が多く、中には年齢四十、五十にも達した老人もあった。なぜに旧藩士が多かったかというに、禄扶持を離れ生計の途なかりしと、農工商中には文筆を学びし者少なかりしに依ってであった。かくして速成で出来た教員は次々に各学校に配置され、一等助教とか二等助教とかいって月給は四円、五円位であった(当時米価は一石三、四円)」とある。



写89 豊岡小学校初代校長
神矢肅一(晩年)

これを裏づける記録に明治八年『督学局年報』があり、豊岡県教育渋滞の原因は就学勧奨の対策が不十分なことと教員養成の法が行き届かず教員が未熟なせいであって「学校の数すでに三〇〇余校に過ぐると雖も、予等経過せる諸小学校に二名の教員あるを視る事甚だ稀なり(表66参照)。而して其教員たるもの殊に算術に拙くして、児童の脳力^(マヤ)をして暢発せしむる能わず。(中略)伝習学校の規模を拡張して、管下三〇〇余校の教員各一名を増加すべきの生徒を募集して速成教員と交換せしむるに至らば、

第五章 明治期の教育

表65 明治初期地区別学校数及び教員数 ()内は教員数を示す

明治	豊岡県	但馬	城崎郡	美含郡	気多郡	出石郡	養父郡	朝来郡	七美郡	二方郡
	校 人	校 人	校 人	校 人	校 人	校 人	校 人	校 人	校 人	校 人
6年	177(391)	49(68)	14(24)	3(3)	1(2)	1(4)	10(13)	16(17)	4(5)	0(0)
7年	314(434)	88(111)	16(26)	6(7)	11(15)	15(18)	13(16)	17(18)	4(5)	6(6)
8年	344(478)	103(124)	16(25)	12(18)	14(14)	17(21)	13(13)	18(19)	4(7)	7(7)
9年	(兵庫県統合)	123(290)	17(37)	15(35)	13(29)	20(59)	20(43)	18(43)	6(15)	12(29)

『文部省年報』による。ただし、明治6年の学校数は『豊岡県一覽』による

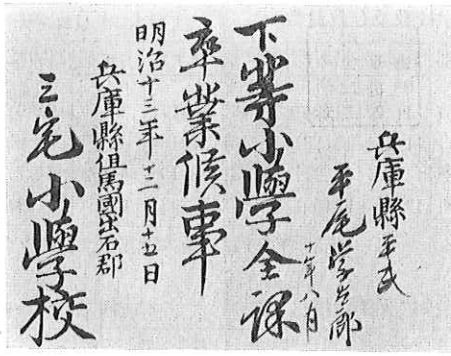
表66 但馬の規模別学校数及び教員数 『文部省年報』による

年次	区分	生徒数別					教員数別				
		50人未満	50~99人	100~199人	200人以上	1校当生徒数	1人	2人	3~5人	6人以上	1校当教員数
明治6年	数	30校	13校	3校	3校	65人	41校	5校	2校	1校	1.4人
	%	(61)%	(27)%	(6)%	(6)%		(84)%	(10)%	(4)%	(2)%	
7年	数	57	24	4	3	54人	78	6	3	1	1.3人
	%	(65)	(27)	(5)	(3)		(89)	(7)	(3)	(1)	
8年	数	42	49	9	3	65人	92	7	3	1	1.2人
	%	(41)	(47)	(9)	(3)		(89)	(7)	(3)	(1)	
9年	数	57	48	15	3	64人	55	26	34	8	2.4人
	%	(46)	(39)	(12)	(3)		(45)	(21)	(28)	(6)	
10年	数	52	48	16	4	72人	31	33	45	11	2.8人
	%	(43)	(40)	(13)	(3)		(26)	(28)	(37)	(9)	

表67 豊岡県の学費出納(明治7年)
『文部省第二二年報』より

納 (歳入)			出 (歳出)		
前年より繰越	7,602円	11%	教員給料	15,776円	31%
生徒授業料	4,808	17	諸給料	6,074	12
有志寄附金	5,339	8	建築營繕費	8,054	16
学区内徴集金	37,577	55	書籍器械費	8,204	16
政府委托金	3,058	5	薪炭油費	3,277	6
諸入金及利息	9,338	14	諸雑費	9,738	19
計	67,722	100	計	51,126	100

(円以下は省略)



写90 三宅小学校卒業証書 (明治13年)

表68 但馬国小学校授業料
月額 (明治7年)

1 銭～2 銭未満	3校
2 銭～3 銭	5
3 銭～4 銭	3
4 銭～5 銭	7
5 銭～6 銭	10
6 銭～7 銭	3
7 銭～8 銭	2
10 銭以上	2
計	35校

『文部省第2年報』より

必ず著しき進歩を見る事を得べし」としている。豊岡県では翌八年新たに師範学校を設立して教員養成を強化し、一校当たりの教員数も九年ごろから急増してきている(表66)。

豊岡県の 学制時代の最大の悩みは、就学の督励と財政の窮乏教育財政であった。政府は小学校教育は義務教育としながら、

学校経費は原則として民費支弁とし、小学区はすべての学齢児童を収容するだけの学校を設立する義務があるとされたから、学校経費は学区住民全体の責任で賄わねばならなかった。そこで県は、各学区の住民全体に教育費を賦課し、その徴集金を主財源として、それに生徒の授業料と政府の委託金や学区内有志の寄付金を充てた(表67)。

授業料は地域差があったが、大体は年間二期納の場合は一期二五銭、毎月納の場合は概ね月一〇銭以下、等級割の場合は一上等一〇銭・中等七銭・下等三銭ぐらいであった。ただし、一部には入学時に束脩(入門料)として納めるもの、あるいは全く授業料を取らないところもあった。平均額は約五銭で、市内の例を挙げると七年の豊岡校は一律に六銭二厘五毛、九年の田結校は上等八銭・中等五

銭・下等三銭で、一戸で二人目は半額、平均五銭一厘五毛となっている。授業料を徴集しない学校数は、八年で一〇三校中二七校（二六割）・九年で一・二三校中五三校（四三割）・十年で一・二〇校中五四校（四五割）と漸増しているが、城崎郡にはない（表68）。

賦課金（徴集金）は収入の約六割を占めているが（表67）、徴集方法は学区まちまちであった。県下の年間平均額は一戸当たり約五〇銭で、学校建設などの場合は別途戸別割の他に有志の醸出によった。九年の小田井校新築の場合は五等級に分けて、一等五円二〇銭・二等三元八〇銭・三等二元六〇銭・四等一元六〇銭・五等八〇銭の割で醸出した（一戸平均は二元十七銭五厘）。

委託金（政府補助金）は三分の一を教員伝習所の経費に充て、三分の二は管下六三〇学区に配分している。支出では教員給料が約三割を占めているが、この年に県下の教員数は約四〇〇人、全員が助教で月給は一等が九円、一円ずつ減じて、六等が四円であった（表58参照）。

第四節 師範学校と中学校

教員伝習所

草創期の小学校では、どこも教則にたえる教員を充足するのに苦心した。政府は明治五年（一八七二）以後、東京・大阪など六ヶ所に官立師範学校を設立して教員養成に努め、各府県もそれぞれ短期養成機関を設けて、現職教員や一般志望者を入学させた。

豊岡県では、前述のようにとりあえず教員伝習所を開いて小学教員志望者を入学させ、二ヶ月を一期として

まず下等小学科の教授を伝習させ、卒業すれば助教に任用して漸次各地に派遣することとした。教官には官立東京師範学校卒業生を聘し、開設当初の生徒数は三〇人で、最初の年に約二〇〇名の卒業生を出した。

同年八月『更正教員伝習所入学規則』を制定、その後『伝習学校規則』を再改正した。続いて『小学教授法伝習卒業生派出規則』によって、卒業生の任用・派出申請・給与・赴任旅費などを定めた。

豊岡県師範学校 八年六月には教員伝習所を豊岡県師範学校と改称、九月から開業、『生徒募集及入学規則』を定めて第一期生徒五〇名を各大区から徴集入学させた。

次いで十月二十六日、二階建校舎・寄宿舎・控所などが完成して盛大な開業式が挙行された(巻頭写真参照)。その場所は現在の豊岡小学校南校舎の位置に当たり、道を隔てて豊岡校と相對していた(図4)。

八年十月制定の『校則』によると、正則生徒は定員一〇〇人を目的として現在は五〇人を常員と定め、年齢は十八歳以上三五歳以下(特例も認める)、在学期間は一ケ年、学資として一人一ヶ月二円八〇銭を給与された。奉事三年、課程を三ヶ月ごと四級に分けた。

表69 豊岡県師範学校徴集生徒人員割表

大区(郡)		大区(郡)		大区(郡)		大区(郡)	
生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数
第一(城崎郡)	二	第二(出石郡)	三	第三(気多郡)	二	第四(養父郡)	四
第五(朝来郡)	三	第六(七美郡)	一	第七(二方郡)	二	第八(美含郡)	一

(但馬内分)

(第九大区、第二十一区は省略。県下合計五〇人)

一期を卒業すれば現場に帰り、再び入校して第二期を修めれば上・下小学全科の教員資格



写91 城崎美含豊岡伝習所卒業証書

を得るといふものであった。この変則生はいわゆる速成課程で、従来の伝習所制度を引き継ぎ、生徒を学資によって自費生・校費生・貸費生の三種に区分することも従前通りである。

開設初年度の教員数は九人、生徒数は八七名（『文部省第三年報』）

で、付属小学校生徒は七、八〇名であった。付属小学校生徒は豊岡町内だけでなく、近傍の町村からも募集したようである（『田中家文書』）。

九年八月、豊岡県廃止に伴い兵庫豊岡師範学校と改称され、十年六月には姫路師範学校とともに神戸師範学校に合併されて廃校となった。

合併の時点で大部分の生徒は臨時派出という名義で教職に就いたが、選抜された生徒は神戸師範学校へ編入された。平井慶次もその一人で、『平井回想録』には「二行数十人（『文部第五年報』には十八人）腕車（人力車）を連れて豊岡を出発し、二泊を重ねてようやく神戸に着いた。（中略）昔の神戸師範学校は元町にあった。かくて県下の師範生を集めて試験せられ、学力や年齢をしんしゃくして二級以下に編入されたが、年齢の少なきもの十数人もあった。この者の為に特に予科が設けられたが、私も十五歳で予科に落とされ、十三年一月に卒業した」とある。

城崎美含（郡）その後、十三年三月一日に城崎美含豊岡伝習所が設けられた。

豊岡伝習所 齊藤安太郎は同年九月下旬の卒業生（写91）で、修業期限は旧師範の変則生と同じ六ヶ月で

表70 兵庫県下中学校教員・生徒数
(明治11年)

校名	教員	生徒
豊岡中学校	3人	51人
神戸中学校	4	47
篠山中学校	5	61
姫路中学校	6	50
龍野中学校	8	80
洲本中学校	4	61

『文部年報』より

あったと思われる。豊岡校教員下村虎之助の履歴書に「明治十五年十月、城崎美合郡役所に於て、教員伝習所兼務の廉むかをもって手当金一円を受く」とあるが、伝習所の終期は不明である。

但馬国公立 学制の中に中学校設立の計画はあったが、学制公布後最初の上等小学卒業生が出る十一年にな
豊岡中学校 ると中学校設立の気運が盛り上がってきた。折から兵庫県令森岡昌純も中学校の必要を強調し
て、その設立を勧奨したので、県下の各地域に相次いで中学校が設立された。

十一年四月には神戸中学校（神戸・兵庫両区連合）・五月には洲本中学校（淡路全町村連合）・八月には姫
路中学校（中播六郡連合）及び篠山中学校（従来の私立中学が多紀郡立となる）・九月には龍野中学校（西播
五郡連合）、そして十月には豊岡師範学校校舎（図4）をそのまま利用して但馬八郡連合の豊岡中学校が開設
された。

試験科目は講読（国史鑑要・輿地誌略）・算術（加減乗除・分数・比例）・
作文・物字（課題による筆記）・習字（楷書）などで、『文部年報（明治十一
年第六年報）』によると初代校長は兼子両平とある。

県は十一年八月、『公立中学校則』を定め、二ヶ年半ごとの上等・下等の課
程（計五ヶ年）に諸学科（地理・歴史・生物・代数・幾何・物理・化学・地
学・経済学・簿記・作文・文法・体操・英語・画学・三角法）を配分し「稍
高等ナル学科ヲ修メシムル」という基準を示したものである。しかし、どの
学校も基準通り実施できたわけではなく、文部省は十四年七月「中学校教則大

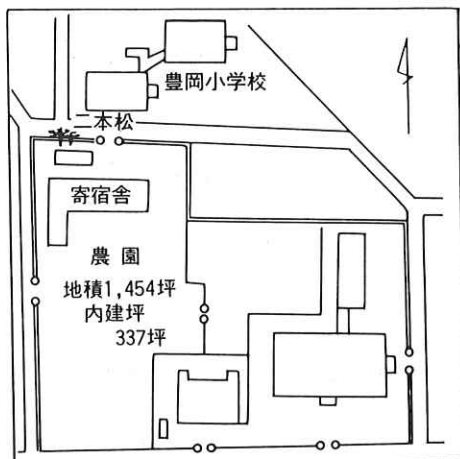


図4 公立豊岡中学校平面図

表71 公立豊岡中学校教員・生徒数表

年次(明治)	教員	生徒(男)	中退
11	3 ^人	51 ^人	?
12	5	49	?
13	4	51	?
14	5	43	?
15	7	54	?
16	8	60	?
17	8	97	18

「綱」を制定して厳格に適用し、規定に合わない学校を整理した。

豊岡中学校では『教則大綱』に応じて、十六年五月に教則を改定、初等・高等の中学科及び農学専修科を設け(生徒定員約一五〇名)、教科目(初

等中学科は、修身・和漢文・英語・簿記・図画・唱歌・体操・三角法・金石・法令・物理・化学・修業年限(初等八級・高等四級、計十二級)・学年及び学期(学年は九月一日より翌年七月十五日まで、前学期は九月一日より二月十五日まで、後学期は二月十九日より七月十五日まで。一学級の修業期間は一学期(半年)・授業時間(週二八時間。土曜は三時間)・休業日(日曜日・祝祭日・冬期休業・前学期後休業・夏期休業など)の他、必要事項を定めた。

十七年一月に文部省は、さらに『中学校通則』を制定して教則のほか教員組織や設備などについて規制を強

表72 明治17年度(17年9月~18年7月)公立豊岡中学校
予算額

項目	金額	寄 宿 舎 修 繕 費	40円
1 給 料	2,518円	陸 軍 省 借 地 料	19
2 旅 費	50	計	3,027円
3 備 品 費	85	15年度残金(繰入)	△ 52
4 消 耗 品 費	130	賦 課 金 内 訳	2,975
5 修 繕 費	35	城 崎 郡 (2 歩)	595
6 宿 直 料	40	(内)地租割(2歩)	121
7 優等生賞与	25	戸数割(8歩)	474
8 化学薬品費	30	七 郡 (8 歩)	2,380
9 種 苗 肥 料	5	(内)地租割(2歩)	479
10 予 備 費	50	戸数割(8歩)	1,901
経費予算額計	2,968円	(円以下4捨5入で示す)	

めた。
十七年『兵庫県年報』は「現時スラ経営支弁上困難ノ情况アルモノ多ケレバ、到底通則ニ從ヒ支持スルハ甚
ダ難カルベシ、故ニ明年(十八年)ニ於テ廢校スルモノ多カラシカ」と悲觀的な見通しを述べている。学校当
局は通則が公布されて間もない十七年二月二十日に、監事久保田精一・校長塩路宗一郎兩名の名義で、県令あ
てに豊岡中学校の県立移管を願ひ出ている。

十六年度末の教員生徒らの概況(十七年五月)『但馬国八郡各
町村連合会日誌』は、

校長 塩路宗一郎(十六年三月着任)

監事 久保田精一(宝林義塾塾長兼任。九月から監事廃止、

教員に採用)

教員 九名(英語校長兼一、漢文・修身二、理化学一、数

学一、和文・国史一、万国史・習字・簿記一、動植物一、

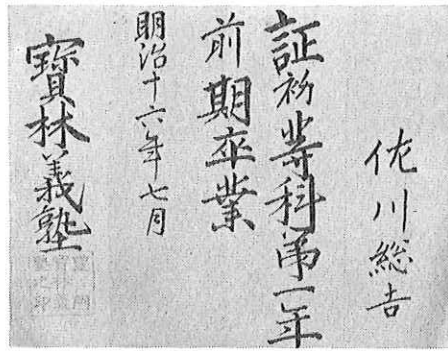
経済・地理・画法一)

職員 五名(雑務係一・校僕守門二・園丁一・理化器械係

一)

生徒 七九名(城崎郡三七・出石郡九・多紀郡九・養父郡

七・朝来郡〇・七美郡五・二方郡七・美含郡三・部外二)



写92 宝林義塾修了証

表73 宝林義塾教員生徒数

年次(明治)	教員	生徒	中退
12	1	69	?
13	1	81	?
14	1	115	?
15	2	265	?
16	2	305	?
17	2	356	11

11年5月開塾(本町)

創立費 135円

教地 90坪04 | 教場12坪
生徒室27坪75

内寄宿舎生二三人

であった。十七年五月、但馬国八郡各町村連合会で予算審議が行なわれたとき、中学校の存続について意見が交わされた結果、『公立豊岡中学校ヲ改テ県立中学校トナスノ建議』を行なっている。

重ねての建議も入れられず、翌十八年三月に廃校となった。当校だけでなく県下の他の公立中学校

も相次いで廃止された。この状況をみて内海県令は県立中学校設立案を十八年度県会に提出したが、負担に堪えずとして否決された。

宝林義塾

十一年、旧藩主京極高厚の保護により旧藩士らが協力して本町に宝林義塾を開設した。旧藩士子弟の教養が目的であったが、その他の子弟の入学も許した。教科は漢学を主とし、旧出石藩儒官島村賛(弘堂)を塾長に迎え、後に湯島の人で草庵門下の俊秀といわれた斎藤哲太郎(東軒)がこれに代わった。十一年十月に公立中学校が開設されてからは、中学生のほとんどが入塾したといわれる。

十四年四月、文部の官を辞して東京で私塾を開いていた旧豊岡藩士久保田精一(損窓)が帰郷して塾長とな

り、諸般の改革を行なって面目を一新、他国からも来塾するようになった。

しかし、表裏の關係にあつた公立豊岡中学校の廃校後、塾生が激減して塾を閉じることとなった。この塾に学んだ者の中に、古島一雄（貴族院議員）・下村三四吉（東京女子高等師範学校教授）がある。久保田は閉塾後、独力で成蔭舎を經營した。

第五節 初等教育の進展

学制から 明治五年の学制は地方に画一的に実施することは不可能で、政府は十二年九月に学制を廃して

教育令へ『教育令』を公布し、修学条件を緩和した。下等小学四ヶ年間に最低十六ヶ月就学すればよいこととして、学校管理を地方の自由にまかせた。俗に『自由教育令』と呼ばれ、学校の維持經營に苦しんだ地方では喜ばれたが、一方で学制公布以来の積年の努力を台なしにして小学校教育を衰退させてしまったとの強い批判も起こつたので、政府は翌十三年十二月に『教育令』を改正して、最低三ヶ年の就学を義務づけるとともに、国家の統制や干渉を強化、俗に『干渉教育令』と呼ばれた。先の教育令で学区制が廃止されたが、改正教育令では、十四年一月に小学校学区の設定と学校の設置について基準を示し、これにもとづいて県は十五年二月に新学区を設定した（表74）。

きびしい 改正教育令にもとづいて明治十五年より実施された学級編成は、初等（三年・六級）・中等（三

試験制度 年・六級）・高等（二年・四級）に区分され、初等科三ヶ年を義務就学とした。教科目は初等科

表74 明治十五年二月制定城崎郡小学校設置区域表

第一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	学区		校名	位置	校區 (戸数)	戸数。()は人口
											(出石郡)	(氣多郡)				
第一〇番	第一一番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	引野小学校	引野村	加陽・土潤・中郷(推定)	奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・長谷上鉢山・倉見(安良・田多地)(推定)		
第一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	豊岡小学校	本町	京口・新・小尾崎(町)・豊田・本・南本・青田・中・滋茂・竹屋・新屋敷・久保・永井・寺・大磯・立野	一一三三 (四九四〇)		
第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	小田井小学校	小田井町	小田井・六地藏・一日市	二九〇(一一一〇)			
第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	旭小学校	九日市上町村	妙楽寺・九日市下町・同中町・同上町・佐野	二八一(一一〇〇)			
第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	日吉小学校	本町	高屋・戸牧・小尾崎(村)・正法寺	一六四(七五七)			
第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	景佐小学校	中陰村	上陰・中陰・下陰・福田・栃江	二四八(一〇八九)			
第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	辻佐小学校	吉井村	岩井・宮井・庄・吉井・野垣・大谷・福成寺	三〇八(一五二六)			
第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	大浜小学校	新堂村	内町・辻・目坂・船谷	一八三(七九七)			
第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	大磯小学校 (湯島小学校)	新堂村	森津・滝・新堂・岩熊・江野・伊賀谷	二三四(一〇九四)			
第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	大磯小学校 (湯島小学校)	湯島村	上山・大磯・来日 今津・湯島・桃島 (城崎町)	一八六(八七六) 四三〇(一一三九)			
第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	瀬戸小学校	瀬戸山村	瀬戸・小島	一八一(八六九)			
第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	津居山小学校	津居山村	津居山	二〇二(九三二)			
第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	氣比小学校 (桑々浦小学校)	氣比村	田結・氣比・畑上・三原	三四六(一三三四)			
第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	桑々浦小学校	桑々浦村	結・戸島・桑々浦・飯谷 (城崎町)	一七六(七六五)			
第四番	第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	下鶴井小学校	下鶴井村	赤石・下鶴井	一七四(六六二)			
第五番	第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	森井小学校	森井村	宮島・船町・山本・森・金剛寺・野上	二一九(一〇五九)			
第六番	第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	鎌田小学校	鎌田村	日撫・梶原・庄境・鎌田・下宮・馬路・南谷・祥雲寺・法花寺	五〇五(一九九六)			
第七番	第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	中谷小学校	中谷村	大篠岡・中谷・河谷・百合地	一八八(七九五)			
第八番	第九番	第一〇番	第一一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	第七番	昇小学校	八社宮村	清冷寺・伏・八社宮・今森・塩津・江本・木内・駄坂	三六四(一七四九)			

(『教育令』第九條に基く改定案)

(修身・読書・習字・算術・体操)・中等科(上記に地理・歴史・博物・物理・裁縫を加える)・高等科(さらに化学・生理・幾何・経済を加える)である。

この時代の著しい特徴は、きびしい試験制度で、それが学業奨励の有効な方法と考えられていた。もっとも、試験制度は『学制』の規定に根拠があつて、試験に合格しなければ進級も卒業もできないことになつていた。兵庫県では十年五月『小学生徒試業法』を制定施行しているが、さらに十五年十二月には『兵庫県小学生徒試験規則』を公布して厳格に実施させた。区域ごとに互選によつて試験教師を決め、試問や試験はすべて試験委員が執行、試験官の面前で暗誦を行なう科目もあり、しかも競技会のように参観者の中で実施された。十五年十一月の引野校初等科三年生の場合、受験生九人中落第が七名(他に一名が欠席)という異常な例も生じたが、落第は普通は一割から三割に及ぶこともあつた。

このような試験のあり方について次第に批判が高まり、二十三年『小学校令』改正以後は次第に緩和の方向をたどり、三十三年『再改正小学校令』では学制以来の試験制度は完全に廃止された。

簡易小学校

『教育令』時代を通じて学校はかなり整備されてきたが、学校の基礎は固まらず就学率も五〇パーセント前後を低迷し、十六、七年以降の不況期には一時的な後退さえ示した。そこで文部省は十九年

四月に『小学校令』を公布して教育制度の根本的改革を図つた。小学校令は翌二十年四月から実施、尋常科(四年)と高等科(四年)の二段階編成とし従来の級制を学年制に代え、義務教育制を明確にし授業料を主財源として、貧困家庭児童のために授業料不要・修業年限三ヶ年の簡易科を設けた。

二十年四月から施行した兵庫県設定の改正学区(表75)では、小学校令第十五条「土地ノ情況ニ依リテハ小

第五章 明治期の教育

表75 明治十九年十二月制定市域内小学校設置区域—二十年四月から実施—

郡	学区	位置	科	校名	区域	町村並びに通学組合
崎	第一番	豊岡本町	高尋	豊岡高等尋常	京口・新・小尾崎(町)・南本・木・豊田・宮田・中・滋茂・竹屋・新屋敷・小田井・久保・寺・永井・立野	
	第二番	九日市上町村	簡	旭簡易	大磯・小尾崎(村)・妙楽寺・九日市下町・同中町・同上町・佐野・塩津・江本・今森	
	第三番	中谷村	簡	中谷簡易	駄坂・木内・大篠岡・中谷・河谷・百合地	
	第四番	森村	尋	日新尋常	法花寺・祥雲寺・南谷・馬路・下宮・鎌田・庄境・梶原・日撫・六地藏・船町・宮島・森・山本	
	第五番	鎌田村	簡	日新尋常	金剛寺・野上・一日市・下鶴井・赤石	
	第六番	森田村	簡	日新尋常	法花寺・祥雲寺・南谷・馬路・下宮・鎌田・庄境・梶原・日撫	
	第七番	下鶴井村	簡	森盛簡易	六地藏・船町・宮島・森・山本・金剛寺・野上・一日市	
	第八番	上陸村	簡	鶴井簡易	戸牧・高屋・正法寺・上陸・中陰・下陸・福田・栃江	
	第九番	吉井村	簡	時習簡易	宮井・吉井・岩井・庄・野垣・福成寺・大谷	
	第十番	新堂村	簡	奈佐簡易	森津・滝・新堂・岩熊・江野・伊賀谷	
	第十一番	湯島村	尋	大浜簡易	内町・注・船谷・目坂	
	城	第一番	(湯島村)	簡	湯島尋常	(結・戸島・粟々浦・飯谷・上山・米日・今津・湯島・桃島・蔵磯)
第二番		(同)	簡	湯島簡易	(湯島・今津・桃島)	
第三番		(粟々浦村)	簡	湯島簡易	(結・戸島・粟々浦・飯谷)	
第四番		(上山・山村)	簡	蔵磯簡易	(上山・米日・蔵磯)	
第五番		津居山村	簡	津居山簡易	津居山	
第六番		瀬戸村	簡	瀬戸簡易	瀬戸・小島	
第七番		瀬上村	簡	瀬上簡易	瀬上・三原	
第八番		氣比村	簡	氣比簡易	氣比・田結	
第九番		引野村	簡	引野簡易	引野・土湖・加陽・中郷	
第十番		清冷寺村	簡	清冷簡易	伏・八社宮・清冷寺	
第十一番		(野々庄村)	簡	上佐野簡易	上佐野(野々庄・上石・東芝・西芝・池上・堀・府中新・府市場・高貫)	
第十二番		(安良村)	簡	共和簡易	上鉢山・倉見(安良・田多地・西芝・福居・伊豆)	
出石	第一番	三宅村	尋	三宅尋常	三宅・下鉢山・香住・長谷・立石・森尾・穴見市場・奥野	
	第二番	三宅村	尋	三宅尋常	三宅・下鉢山・香住・長谷・立石・森尾・穴見市場・奥野	

注 1. 清冷寺の学校は「中筋校百年誌」によれば、20年4月「清冷尋常小学校」となり、校区は木内・駄坂を加えて五ヶ村となっている。
 2. 森村の日新尋常小学校は明治21年4月廃止。
 3. 「科」の「高」は高等科、「尋」は尋常科、「簡」は簡易科を示す。

表76 豊岡高等小学校地区別生徒数

地域	26年度 生徒数	25年度 寄宿生
豊岡町	129	—
城崎郡	50	1
美含郡	11	2
気多郡	25	15
出石郡	3	1
養父郡	12	1
朝来郡	5	2
七美郡	1	6
二方郡	2	1
但馬外	6	1
計	244	30

学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得」を適用、財力の貧弱な村では正規の尋常科を敬遠して簡易科を設立している。

当時、現市内の村々の大部分は簡易小学校一本建て（日新・三宅・清冷の三校は尋常校）であったが、豊岡町の場合は高等・尋常・簡易の三校が併置（校長は兼任）されたのでいろいろ問題が生じた。簡易科は「貧困ニシテ授業料ヲ納メ得ザルモノノ子弟」を就学させるもので、修業年限は一年短縮して三ケ年、学科も学習時間数も尋常科より少なく、貧乏学校と呼ばれて軽蔑された。村部の簡易小学校を卒業した者で、資力があり向学心のある者は豊岡尋常小学校の四年に編入、反対に「授業料納付に堪えざる」ために簡易校に編入された例もある（『豊岡小学校日誌』）。

簡易科は二十三年の『改正小学校令』で削除され、代わりに尋常小学校の修業年限は「三箇年又ハ四箇年」と改められ、簡易小学校は豊岡町及び尋常校併設の村は二十四年度から、その他は二十五年から廃止、すべて尋常小学校となった。

十九年十二月、県下の高等小学校設置予定地は一〇ヶ所で、但馬では豊岡と出石だけであるから、但馬で十八年に公立中学校が廃止された後は高等小学校が但馬教育の中心機関であった。尋常小学校の就学率が五〇割台のところであるから、高等科進学は現在の大学進学の比ではない、いわばエリート的進路であった。授業料も豊岡の場合、二十年に月二五銭（尋常科は十三銭）で、家庭に資産があつて能力も優

が多く高等小学校の卒業が容易でなかったことがうかがわれる。
 高等科の設置は二十年代前半ではせいぜい郡に一校程度であったが、三十年前後から郡に二、三校になり、三十五年以降では併設校の増加が目立つようになる(表78)。四十年ごろには生徒数は二十二年の一〇倍を越え、も早、高等小学校はエリート校ではなくなっていた。四十二年度に尋常科が六ヶ年に延長されて、卒業後直ちに中等学校へ進学できるようになり、やがて高等小学校は上級学校へ進めない者のための教育機関と化していく。

表77 明治24年度 豊岡高等小学校生徒数

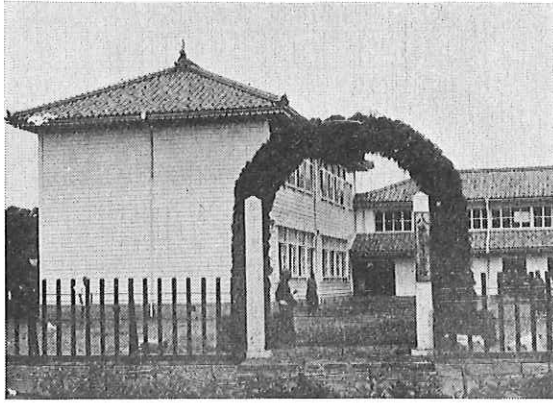
学年 年齢	1年	2年	3年	4年	計
11歳	10 ^人				10 ^人
12	45	7			52
13	30	23	7	1	61
14	7	21	13	5	46
15	6	8	8	14	36
16	1	1	3	10	15
男女	79	11	4	22	116
計	20	49	27	8	104
計	99	60	31	30	220

表78 県下高等小学校推移

年 度	単独校	尋常科 併設校	生徒数
明治22年	23校	0校	4,126 ^人
25	33	6	6,562
30	58	59	19,180
35	67	153	31,741
40	38	325	50,951

『兵庫県教育史』より

れた者しか入学できず、中学校の入学資格は高等科二年修了となっていたから、上級学校進学的第一步でもあったわけである。豊岡高等小学校(校舎は元公立豊岡中学校跡)は但馬唯一の充実した学校として但馬各地からの入学者を受け入れた。遠隔地からの入学者のため二十年九月十日から寄宿舎を開いた。賄料は月一円九〇銭・舎費二〇銭であった。
 表77によれば、一年生の年齢層の幅からは尋常科卒業の困難さを、学年を追って生徒数が著しく減じていることから中途退学者



写93 八条尋常高等小学校（明治36年）

国家主義と 明治維新以後の教育の急速な発展は国家権力を背景とする政府の強力な指導が原動力であった
学校儀式 だけに、当初は欧米の個人主義教育を手本として出発しながら、十三年の改正教育令で「修身」
が各教科の筆頭にすえられたところから国家主義への傾斜が始まり、二十三年の改正小学校令によってその傾向
が急速に強化された。

『小学校令』第一条に「小学校ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ、
道徳教育及国民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ
授クルヲ以テ本旨トス」とあるが、条文に「道徳教育・国民教育」
という字句が出てきたのはこれが最初である。時あたかも『教育勅
語』渙発の年であり、前年には憲法発布や市町村制実施などがあっ
て、わが国が中央集権的近代国家としての体制を整えた時期である。
この条文は、その後五〇年間（『国民学校令』まで）受けつがれて、
軍国主義的風潮の中で国家主義教育の支柱となった。

「君が代」が「国歌」として歌われるようになったのが二十一年
といわれるが、豊岡小学校では翌二十二年十一月三日の天長節に歌
われたのが最初である。「御真影」（天皇・皇后の肖像写真）が県下
の高等小学校に下付されたのが二十三年で（尋常小学校は二十五年
以降）、豊岡小学校では九月十三日に下賜され、当日盛大な拝戴式

を行なった。

君が代・御真影に次いで二十三年十月三十日には、『教育勅語』が渙発された。

続いて二十四年六月、『小学校祝日大祭日儀式規定』が公布され、県では二十五年三月『小学校祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次第』を定めた。さらに二十六年八月、文部省によって『式日唱歌』（一月一日・紀元節・天長節など）が選定されて、ここに全く学校儀式の形式が完成したのである。

就学率の推 十年代から二十年代前半にかけて就学率は五〇割前後を低迷して、はかばかしい進展をみせて

移と授業料

いない。その原因の主なもの、家庭経済と教育理解の低さによるもので、生活水準の低かった当時あっては授業料の負担が重荷であったし、高い授業料を払ってまで学校に通う必要はないという意識が一般であった。せっかく就学しても授業料の滞納が多く、その督促が学校の重要な努力事項の一つであった。

そこで県当局は徐々に授業料を減額する方針をとった。二十一年の基準では月額一〇銭以上五〇銭以下と定めたが、二十四年には下限を五銭にし、二十五年にはさらに二銭に下げ、三十年には一銭以上三〇銭と漸減している。実際の徴収額（県平均）も明治二十二年に一人月十八銭三厘であったものが、二十六年には六銭四厘に減っている。

就学率の推移をみると、二十年後半から着実に上昇を続けていることが分かるが、この事は授業料漸減によるだけでなく、試験制度の緩和や日清戦争による国民的自覚などが背景にある上、さらに「督責を厳にし、或は学務委員を保護者の家に赴かしめ、或は村長親しく説諭をなしたる事、幾十回なるを知らず、尚応ぜざる者は郡長の説諭を受くるに至りたること五回、四十余名に及ぶ、幸にして督励効を収め、前年に比し、女子平均

表79 市域内小学校の明治後期(25年以降)建設状況

豊岡町	33年	新築、42年	増築
八条村	36年	新築、42年	増築
三江村	36年	新築、42年	増築
田鶴野村	32年	森盛校新築、34年	鶴井校新築
	42年	統合校増築	
五莊村	44年	第一校、第二校増改築	
新田村	26年	中谷校新築、31年・41年	増築
	32年	新田庄校新築、42年	増築
中筋村	38年	新築(統合)	
奈佐村	42年	新築	
港村	26年	港西校改築、41年	港東校新築
	43年	港西校新築	
神美村	25年	三宅校新築、35年	増築

を六年に延長)が教室不足に輪をかけて、各学校とも校舎の増改築を行なわざるを得なくなった(表79)。

(二部教授) 四十年代の生徒の急増による教室不足・教員不足は日露戦争後の財政難にあえぐ町村をさらに苦しめたが、そのピンチを切りぬける方法として県が奨励したものに「二部教授」(一人の教員に二クラスを担当させる)がある。これには午前組と午後組に分けて行なう半日二部と、一教員が同時に二ないし三クラスを受持つ全日二部の二方法があった。

市内の学校についてみると、豊岡校では四十一年度から一・二年生の半日二部、四十三年度には三・四年生

百人中六人余(六割)の就学を増すに至れり」(『五莊村史』)と
いった努力もあった。

翌年の三十三年には小学校令が改正されて、従来事情によって認められていた三年制の尋常小学校が認められず、すべて四ヶ年の義務教育となった反面、尋常小学校の授業料が廃止され、また従来のきびしい試験制度が廃されて就学率は飛躍的に向上し、四十年ごろには地域差も男女差もほとんどなくなって、義務教育制度が確立した。

学校教育の近代化 (校舎の近代化) 就学率の向上は生徒数の増加をきたし、教室の狭隘や不足を招来した。その上、小

学校令改正によって義務教育の延長(四十一年度から尋常科四年

表80 創立当時の豊岡幼稚園概要 『兵庫県統計書』から

所属	年次 (明治)	保 育 年 数	組 数	保母数	園児数		保育満期		保育料	経 費
					男	女	男	女		
私立	31	2	2	1	50	36			66 ^門	252 ^門
	32	〃	〃	〃	54	34	32	23	93	230
町 立	33	3	2	2	47	29	27	16	101	381
	34	〃	〃	1 (雇)	39	37	16	17	112	423
	35	〃	〃	2 (〃)	51	39	28	17	134	459
	36	〃	〃	〃 (〃)	48	47	31	27		
	37	〃	〃	〃 (〃)	52	52	37	22		
33年以降 園長 梶 浦 濟										

の全日二部を実施し、大正十三年三月まで継続している。その他、中筋校・三江校・五荘村と港村の各二校も実施した記録がある。

(教育内容の近代化) 校舎の近代化が進むと教育の中味も近代化した
が、その中で目立つのは理科教育(特に物理・化学)と保健衛生の進歩
である。ともに科学的合理的思想に根ざすもので、理科授業では実験が
盛んで、保護者会や学芸会に生徒実験を演じたりしている。

保健衛生については日清開戦直後の二十七年九月、国民の体位向上の
必要を痛感した政府は『小学校ニ於ケル体育及衛生ニ関スル訓令』を出
して注意を喚起したが、一般の公立学校について身体検査が義務づけら
れたのは三十一年からである。

身体検査は春秋二回施行され、身体測定(身長・体重・胸囲)も行な
われたが、疾病ではトラホーム(日清戦争の帰還兵が持ち帰ったのが原
因といわれている)が問題化し、豊岡小学校では四十三年には医学博士
河本重次郎(豊岡出身で東大教授。眼科の権威)を招いてトラホームに
関する講演会を催している。

体育面では器具を使った新しい体操がとり入れられて雲梯・平行棒・
鉄棒・木馬などの体育器具やブランコ・シーソー・遊動円木などの幼児

用遊具が設備された。

また、三十七年度から国定教科書の使用が始まって教育の国家統制が強化されたが、教科書代が安価になったことが家計を助け、また全国画一化によって教育水準を高め得たという反面もあった。

豊岡幼稚園の設立 明治三十年ごろに幼稚園の前身とみられる施設が設けられたのが始まりで、西垣勘次郎の篤志によって翌三十一年三月、本町に私立幼稚園が誕生した。二年後の三十三年四月町立移管(正式

認可は五月)したが、翌三十四年一月町会で廃止が決まり郡役所に廃止の申請を出したが不許可となり、そのまま経営を続けた。明治三十五年の『県学事年報』によれば県内の幼稚園数は十二(公立五・私立七)で園児数は九六六名に過ぎなかった。

第六節 明治後期の中等学校

兵庫豊岡尋常中学校の設立 但馬八郡経営の公立豊岡中学校が明治十八年に廃校となり、但馬の中等教育機関が一時空白状態となったのを憂えた養父郡の有志(主として池田草庵門下生)が相謀って、株式組織に

よる私立山陰義塾を二十年四月八鹿に開設したが、終始資金難に苦しみながら二十八年三月廃校となった。

この間の県下の状況を見ると、十九年公布の『中学校令』で「尋常中学校ハ各府県ニ於テ便宜、之ヲ設置スルコトヲ得、但シ各府県一箇所ニ限ルベシ」と規定されたので、県は当時存在していた播磨十四郡組合立姫路中学校を二十年五月県立中学校に切り替えた。その後、二十四年の『改正中学校令』によって「土地ノ状況ニ

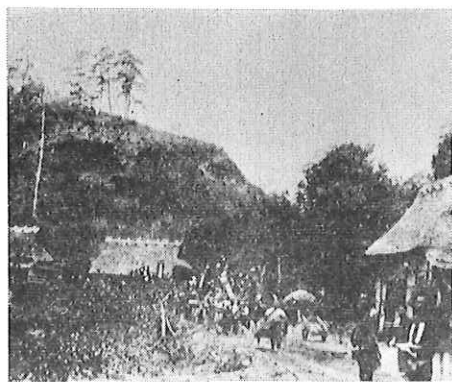
依り文部大臣ノ許可ヲ得テ教校ヲ設立」できるようになり、但馬に県立中学校を設置する要望は次第に強くなつた。

二十六年十一月、城崎・気多・出石三郡二〇ヶ町村長連署で設置請願を行なつたが、採択には至らなかつた。しかし、県会が同年十二月十九日付で周布知事にあてて『尋常中学校増設ノ建議』を行なつたことによつて、但馬に中学校設置の機運が濃くなつてきた。

豊岡町では設置委員数名を委嘱して促進を計ることになり、神武山の北麓にある旧藩主京極家の所有地を無償で譲り受けて敷地に当てることで県当局との諒解もほぼついた状態となつていた。ところが、当時経営難に喘いでいた山陰義塾の所在地八鹿村が、中学校設置運動を起こすに及んで、その帰趨は予断を許さぬものとなつた。

そこで二十七年十一月、再び城崎郡町村長惣代三名の名義による設置申請を行なつたが、早速議案として開会中の県会に提案されたものの会期が残り少いということで否決された。

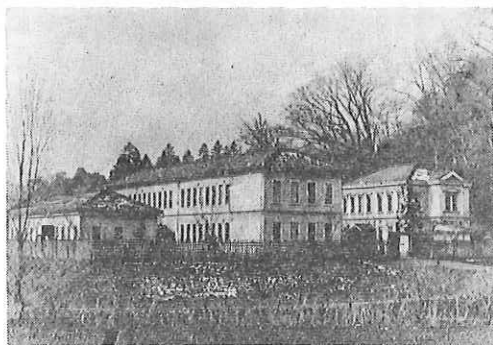
その後、突然県が敷地の位置の変更を指示してきて、一、二ヶ所視察の結果、神武山南麓の現在の敷地が適当と認められ、二十八年七月九日設置委員連名で『県立豊岡中学校敷地寄附願』を知事に提出、一ヶ年坪三錢五厘で県が借上げるとの照会にもとづいて整地工事にとりかかった。しかし、この年三月に山陰義塾を閉鎖して以来、八鹿側の誘致運動がいつそう激しくなつて、同年の第一回臨時県会では一たん内定していた中学校の位置が白紙に戻され、敷地寄付採納の件も否決された。九月十四日になつて県から「若シ万一期限内成工セザルニ於テハ、遺憾ナガラ其位置ヲ変更スルノ止ムヲ得ザルコトニ可相成義ト覚悟候様、嚴論可致旨内務部長ヨリ内



写94 三坂地区での豊岡中学校地造成奉仕団

牒有之候条此旨相心得ラレシ」との内論と警告があつて、設置委員は直ちに早急の工事竣工を請書で提出した。ともかく二十八年十月中に整地工事を完了して県に引渡し、二十九年四月兵庫県豊岡尋常中学校が誕生した。開校については、当時文部の要路にあつた当地出身の浜尾新・久保田讓の陰の支援もあつたというが、詳細は分かつていない。この中学校誘致は、もともと城崎・気多・出石三郡二〇ヶ町村の請願で始まつたのであるが、事を急ぐの余り費用の支弁方法も決めないまま豊岡町が独断で借入金によつて整地工事を遂行、その費用は当初の見込みの数倍に当たる三万円近い巨額に上り、その責任の所在が定まらないまま設置委員が当事者として立たざるを得なくなつた。あれこれと日を重ねているうちに利子がかさんで負債額が五万円に達したので、三

十二年八月十七日町長原庄七名儀で大森知事あて『中学校敷地買上之義ニ付陳情書』を提出している。次いで三十三年七月にも、敷地の名儀人となつている六名の名で再び『豊岡尋常中学校敷地買上請願書』が提出され、結局三十五年六月になつて、買上代金として三万三三三五円余が交付された。その時点で負債額は七万円近くになつていたので、県の買取費を差引いても、なお三万五八〇〇円の負債が残つた。そこで設置委員五名が責任を負つて私財二万五〇〇〇余円を分担醸出して返済し、残額一万円を町民に賦課して、三ヶ年で皆済することとした。結局は町内有志者の寄付金醸出によつて大正三年十二月ようやくにしてその処理を完了したが、明治二十八年以来実に十八年の歲月



写95 創立時の兵庫県豊岡尋常中学校校舎

を要したのである。

創業時代

明治二十九年四月、神戸中学校とともに、姫路中学校に次ぐ二番目の県立尋常中学校として開校、初代校長には兵庫県尋常師範学校教諭田中勝之丞が抜擢されて就任した。校舎は建築中であつたので、滋茂町の城崎郡議事堂を仮校舎にあて、隣接の光行寺境内を仮運動場とし、九二名の入学生（七月二十四日、補欠入学を加え仮入学生徒一〇四名）を得て、四月二十日仮開校式を挙げた。

五月一日には遠隔地からの入学生のため、仮寄宿舎として徳証寺を借用することにしたが、徳証寺では本堂一部を除いて建物全部を提供し、なお狭隘のため建て増しまでしてこれに応じた。

六月二十六日、校舎が竣工して移転し、二十八日に正式に開校式を挙

行した。

三十一年一月、本館玄関前に建学精神の象徴として「和魂碑」を建立、ついで同年五月に定められた学則三ヶ条と先に定められた生徒心得五ヶ条は後に「三綱領五教規」と呼ばれたもので、校是「和魂の発揚」と併せて、その後五〇年にわたる豊岡中学校教育の基幹となった。

私立窈淑女 学校の開設

既述のように明治のころまでは女子に教育は不要との旧思想が残っていて、小学校の就学さえ男子と大差があつた。このような時代に小学校を卒業した女子にさらに高等の教育を施そう



写96 私立窈淑女学校第一回卒業生（明治41年）
後列右端は藤本校主

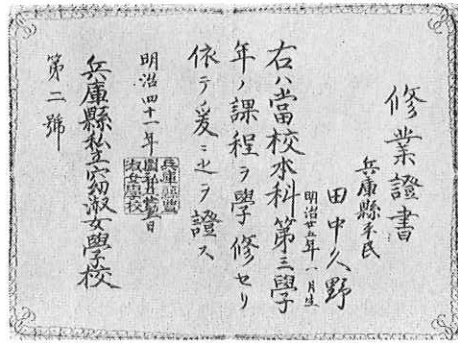
として設立された女学校は、兵庫県内でみるとほとんど外国人経営のキリスト教学校であった。これらが日清戦争前後の国家主義的風潮の中で衰えをみせた三十年ごろから、日本人による私立女学校がぼつぼつ設立されるようになった。それらは大別して、仏教主義に立脚して寺院の中に設立されたものと、旧裁縫塾の発展したものに分けられるが前者には、いち早く二十年に設立された神戸の親和女学校と三十三年設立の姫路の大谷女学校がある。後者は各地に数多く設置されたが、但馬では三十六年に設立された出石町立裁縫専修学校（四十

年四月、女子技芸学校と改称）がある。

三十二年『高等女学校令』が制定されて、三十四年に神戸に県立高等女学校が誕生したが、それ以後、郡立・町立・組合立などの公立女学校が二、三の地域に設けられた。

こうした状況の中で、三十八年に浄土真宗寺院によって日露戦勝記念として「私立窈淑女学校」が豊岡町に開設された。滋茂町光行寺住職若宮正隆・同徳証寺住職藤本義雄の創設になるもので、興仁会を起こして名誉会員・特別会員・通常会員・賛助会員の四種の会員を募り、会員の献金及び本山からの下付金と授業料で維持を計るとしている。校長は細川寂雲である。

同年四月開設、五月には早くも生徒の手工品や活花などの展覧会を開催している。



写97 私立窈淑女学校修業証書

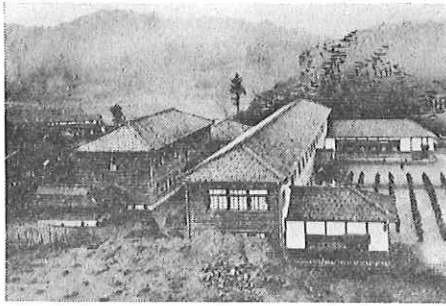
正規の課程には本科と裁縫科と二種あり、ともに修学年限は四年、一年級の入学資格は高等小学二年修了程度、二年級への編入資格は高等小学四年卒業、三年級への補欠編入は学力試験に合格した者となっており、募集人員は一・二年級で各三〇名程度。他に裁縫専攻科（本校卒業生）と予備科（尋常小学四年卒業）を置く。なお、三十九年度には裁縫専修科と英語専修科が、四十年度には裁縫速成科（一年間）が設けられている。科目は修業学科として修身・国語・文法・作文・数学・家事・裁

縫・習字・体操・音楽・図画・漢文・英語・歴史・理科・地理・茶儀・插花があった。なお特別な措置として貸費生一〇名、特待生各級二名ずつを設けるとしてゐる（『但馬新聞』）。

創立満四年目の四十一年には第一回卒業式を行ない（本科八名・裁縫科四名）、表面的には新年度さらに発展の方針を打出してはいるが、経営の内実は困難の連続であった。運営責任者藤本校主は郡会議長田中彦右衛門（生徒の保護者でもあった）にあて郡立高女設立のときは窈淑女学校生を編入させたいこと、教員二名の増員もま

表81 私立窈淑女学校概要

年次(明治)	38	39	40	41	
修業年限			4	4	
学級数			4	4	
学 科	修・国・歴・地・数・他10				
教員	男	2	1	2	4
	女	4	4	5	2
生徒	女	35	36	41	34
卒業生			12	12	
郡公費			212円		
授業料			290		
経 費			1,111		
校 長	細 川 寂 雲				



写98 創立時の城崎郡立高等女学校

まならず郡費補助を得たい、など苦衷を訴えている。

四十年三月、窈淑女学校に城崎郡会より四〇〇円の補助が下付されたとあるが、この懇請の結果であろうか。『徳証寺記録』に「窈淑女学校五ヶ年継統後、郡立に譲り閉校す。其間経営出支に困却、終に二千四百円の負債、之を自ら償却す」とある。城崎郡立高等女学校が四十二年四月、他地域に先んじて開設（郡立では県下二番目）されたことについては、藤本の運動と窈淑女学校の存在そのものが捨石の役割を果たしたとも言える。

城崎郡立高等女学校創立

城崎郡立高等女学校設立の要望が具体化して、設置案が小林郡長によって郡会に提出されたのは明治四十二年である。その草案者は前任の内海郡長であるが、その意を受けて計画をたてたのは片岡郡視学であった。

当時、豊岡町と他町村と利益が同じでないとする反対意見もあり、議員中にも多数の非賛成者があって議案通過が難しい情勢であったが、郡会議長田中彦右衛門・同議員由利三左衛門、その他郡当局者及び有志らの尽力で可決、四十二年三月二十九日に四月開校の認可が下りた。修業年限四ヶ年の本科（尋常小学卒業）と修業年限二ヶ年の技芸科（高等小学卒業）を置き、初年度は一年級のみ募集した。

校舎は城崎郡公会堂を仮校舎に借用し、校長は県立豊岡中学校の近藤校長が兼務して、四月二十一日の開校式を挙行した。

四十三年二月の通常郡会及び同年十一月の臨時郡会で校舎及び寄宿舎の建

こととなり、四十四年三月起工、同年九月十三日に竣工を挙げて、これに移転した。
近藤校長は創立当初の四十二年六月十日、『但馬新聞』に女学校の教育方針として、次の三綱領を示している。

- (一) 根本觀念を授くること（女子は貞操・報恩・犠牲の心を以て、人の妻たり、母たり、主婦たる天職を尽くさざるべからざるものなりとの自覚を得せしむる事）
- (二) 実力を与うること（主として家事・裁縫・育児に関する手腕及び常識を得しむる事）
- (三) 婦徳を養ふこと（温順・慈愛・誠実・規律・質素・勤勉等古来賢良なる日本婦人によりて、發揮せられ



写99 城崎郡立高等女学校の体操風景(大正4年)

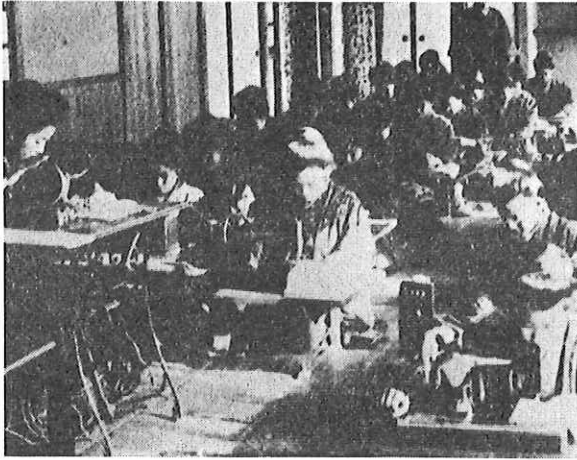
築が決議され、建築費予算一万八五〇〇余円は一時に徴収することは無理があるので、郡債を起こして四十三年度から四ヶ年の年賦償還の方法をとった。

その敷地については、郡役所指定の旧藩主京極家所有地（本町）の他に、上三町（京口・小尾崎・新）が連合して該地区に誘致しようとして二、三の候補地を挙げて町会に陳情してきた。町会で審議の結果、京極家所有地を最適地とし、町が土地を借り受けて無償提供することとなった。

かくて、神武山と山王山の間の高台（土採場跡）を取り崩した敷地（二六〇〇坪）に、校舎（二四〇坪）と寄宿舎（一七〇坪）を建築する

たる美しき習慣感情を得しむる事)

なお四十四年四月から技芸専修科を実科と改め、大正二年度から実科は廃止された。大正十一年には郡制廃止によって県立に移管され、兵庫県立豊岡高等女学校と改称した。



写100 ミシンによる裁縫実習をする城崎郡立高女生(大正4年)



写101 運動場の城崎郡立高女生(大正5年)
正面中央は豊岡電気会社。右手の山は妙見山切崩し跡

『但馬新聞』と 『但馬新聞』は明治三十六年豊岡町で発刊された地方紙である。地方紙の常として教育問題に女子教育は特に熱心で、一般記事の他、第一面の論説欄にもしばしば学校について触れることが多かった。高等女学校設立についても第二十四号で取上げたが、さらに三十八年三月二十二日付の社説で訴えている。

同年設立予定の私立窈淑女学校を紹介しつつも、「其の規模設備の点に於て未だ満腹の意を表する能はざるを憾」として、世人の一段の奪起を切望したものである。その要旨は、

「女子教育の普及は社会の根本であり、その興廢は一国文野の分岐点である。但馬幾多の人士はこの必要を知悉していることを信じているが、何ら事実の上に見るべきものがないのは肩身が狭い思いである。しかし、女子教育の問題はすでに久しく世の講究研鑽を経て現に各地における実績の見るべきもの少しとせず、ここにおいて冷然たる態度をとるのは、但馬、少くとも豊岡の一大不名誉である。この問題を解決するのはわが豊岡の責任なりと信ずるからである。でなければ、近い将来において但馬の頭腦たるべき声望は自然に八鹿・和田山のごとき新開地の占有に帰し、ついに豊岡なる名称は史上の空名と化そう」

ここには、改置豊岡県庁設置以来、但馬の「首都」化した豊岡の矜持が見られ、県立中学校誘致における八鹿町との争いの背景にも通じる一面を見てとることができる。

第六章 明治期の生活と文化

第一節 宗教と戸籍

論社

「論社」とは、式社調査によって式内社と確定するについて論の分かれた神社をいう。『校補但馬考』は論社の起因として、流行神の合祀や社号のみだりな変改の他、分霊奉祀の結果、主社枝社の別が不明になった場合などを示唆している。

いずれにせよ延喜式（延長五年（九二七）完成）以来の年月と習合の実態が式内社の索定をあいまいにしている。しまったものである（表82）。

市内の論社については、既に上巻に一部を記述した。ここでは、新資料によって森尾地区の阿牟加神社を取り上げる。

阿牟加神社は延喜式には「出石郡、阿牟加神社」とだけあるが、郡内には出石郡虫生村（但東町）と出石郡森尾村（豊岡市）に併立していて、『大日本史・神祇誌十七』は「虫生村」とし、『但馬式社考』は「安美郷大内庄森尾村」としている。